

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表

分野（１）女性

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
男女の人権を尊重する意識の向上	習慣・慣習の見直しの啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女ともに受講できる講演会などを実施します。</li> <li>・定期的に市民意識調査を行います。</li> </ul>	継続	通期	生活安全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・&lt;市民向け講演会・学習会&gt; H27：3回168人、H28：2回48人、H29：2回146人、H30：2回45人、R1：2回58人（R1市民向け講演会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催中止）</li> <li>・&lt;市民意識調査&gt; H29実施、回収率43.9%</li> </ul>	自治会、まちづくり、防災活動団体、民生児童委員、人権擁護委員等、地域で活動する団体と連携し実施効果の向上を図りました。啓発の継続が必要です。	継続	男女ともに受講できる講演会等を実施します。定期的に市民意識調査を行います。
	広報などを利用した情報発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報などを活用し、「男女共同参画週間」（6/23-6/29）の周知に努めます。</li> <li>・広報や市ホームページなどを活用し、講演会などに関する情報発信に努めます。</li> </ul>	継続	通期	生活安全課	毎年、男女共同参画週間についてポスター、広報にて周知しました。学習会・講演会について広報や市HP、商工会議所ニュースで情報提供をしました。	学習会等の実施状況が新聞に掲載されると、PR効果が高まること、委員の意欲が高まることから今後も報道機関への情報提供を行います。市HPを効果的に活用することが課題です。	継続	広報や市HPなどを活用し、講演会等に関する情報発信に努めます。
	男女平等を基本とする教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等、男女共同参画の見方や考え方を形成する教育を充実させます。</li> <li>・男女平等の考え方に基づく教育環境の整備を進めます。</li> </ul>	継続	通期	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画の見方や考え方を大切に教育を行っています。</li> <li>・男女混合名簿の継続などあらゆる面で男女平等の考え方に基づいた教育を継続しています。</li> </ul>	男女平等を基本とする教育を継続的に行ってきました。今後も継続することが大切です。	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等、男女共同参画の見方や考え方を形成する教育を充実させます。</li> <li>・男女平等の考え方に基づく教育環境の整備を進めます。</li> </ul>

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表  
分野（1）女性

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
男女共同参画による地域活動の推進	意思決定の場での女性参画の推進	・男女平等意識の定着を図るため、市民を対象とした学習会、講演会などを開催します。	継続	通期	生活安全課	<実施状況> H27：3回168人、H28：2回48人、H29：2回146人、H30：2回45人、R1：2回58人（R1市民向け講演会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催中止）	市民の興味を引くテーマ、講師の選定、受講者の確保が課題です。	継続	学習会、講演会等の開催します。
		・市が委嘱する審議会などの委員における男女の比率の平準化に努めます。				H30：30.8% 各課へ委嘱時の女性登用について依頼しました。	登用拡大の依頼により、徐々に女性登用の割合は上がってきました。啓発の継続が必要です。		市が委嘱する審議会委員等における女性の割合を高めます。
	リーダーシップを発揮できる女性の育成	・市PTA連合会母親委員会事務局として、母親委員会の活性化に向けた支援活動ならびに女性リーダーの育成を目指します。	継続	通期	社会教育課	家庭教育の推進を主眼にその年々のスローガンを決め、共有し、講演会等の事業を主体的に開催することで企画力や行動力を養いました。	「家庭教育＝母親のもの」という固定観念自体がかえって男女平等の理念に反するとも考えられることから、母親委員会のあり方そのものが問われています。	縮小	男女平等の理念から、県下では母親委員会の名称を家庭教育委員会に改め、男性が参画する事例も増えています。当該計画年内に瑞浪市PTA連合会母親委員会の組織体制がいかなる形となっても、女性が主体的に活動できるよう事務局としてサポートします。

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表

分野（1）女性

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
配偶者・パートナーに対するあらゆる暴力の防止	DVの防止啓発活動の充実	・広報や市ホームページの活用、地域の団体や学校などへのパンフレットの配布などにより、情報発信や啓発に努めます。	継続	通期	社会福祉課	毎年11月に1回、市内ショッピングセンターにおいて、啓発パンフレットを配布しました。	パンフレットの配布や広報活動についての効果はあると思いますが、幅広い年代へ周知していくことが必要だと思われます。	継続	広報や市HPの活用、地域の団体や学校などへのパンフレットの配布などにより、情報発信や啓発に努めます。
		・広報、市ホームページなどでの情報発信や学習会の開催などを行い、啓発に努めます。	継続	通期	生活安全課	若者向けDV防止啓発リーフレットを作成し、市内の高校、大学の全在生、新成人に、配布しました。校長会、大学、民生児童委員、女性団体等で啓発を行いました。	R1に実施した意識調査では、女性の1割強が身体的暴力の被害経験があったことから、今後、社会福祉課と連携し啓発や相談業務を実施を継続します。	継続	広報、市HP掲載、学習会の開催による啓発活動の実施します。市民相談室で相談を受けた場合は社会福祉課や法律相談等への引き継ぎを速やかに行います。

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表  
分野（1）女性

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
配偶者・パートナーに対するあらゆる暴力の防止	女性の暴力被害に対する救済支援の充実	・市営住宅の入居募集期間に優先入居を行い、生活基盤の支援を充実させます。	継続	通期	都市計画課	入居を優先していますが、そのようなケースには、至っていない状況です。	入居募集期間に限らず優先入居が行えるよう、一定のストックを確保します。	継続	市営住宅の入居募集期間に優先入居を行い、生活基盤の支援を充実させます。
		・警察と連携し、本人の申し出により、住民票などの発行を禁止する措置を取ります。	継続	通期	市民課	「瑞浪市配偶者暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害者支援に関する住民基本台帳事務取扱要綱」により、被害者の住民基本台帳における支援措置を行っています。年間5件程度の新規申し出があり、継続及び他市からの支援要請も含めると、R2.3.23時点で支援措置対象者は23件47人です。	総合行政情報システムの「DV支援措置管理」メニューで警告表示と発行禁止を設定することにより、本システムを利用する全ての課等において情報共有が可能になりました。全ての関係課における支援者情報の慎重な取り扱いが必要です。	継続	警察署等相談機関と連携し、今後も支援措置を継続します。
		・情報を共有する全ての課に対して、情報漏えいしないよう注意喚起していきます。				総合行政情報システムの「DV支援措置管理」メニューにより、システムを利用する全ての課において支援措置対象者の情報共有が可能になりました。毎年度初めに庁内掲示板に対象者情報の取扱について注意喚起を掲載し、情報の慎重な取り扱いを促しました。	外部機関に送付物の一括印刷を依頼する場合は、システムで支援措置対象者に設定している注意喚起の警告フラグが反映されないケースがあるため、帳票の抽出条件や印刷結果について、市民課が貸し出す支援措置対象者リストで確認するよう依頼しています。		

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表

分野（1）女性

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
配 る 偶 あ ら ・ ゆ バ る ト カ ナ の 防 止 対 す	相談体制の充 実	・家庭児童相談員による相談業務を行います。	継続	通期	社会福祉課	家庭児童相談員2名で相談業務(月～金)を行いました。 <相談件数> H28：21件、 H29：14 件、H30：27件、 H31(1月まで)：5件	複雑な事案が増えてきているので、相談員の知識向上が必要です。	継続	家庭児童相談員による相談業務を行うとともに、各種研修会への参加等による知識の向上に努めます。
		・相談員の知識や対応力を高め、相談体制の充実に努めます。							
働 き や す い 環 境 づ く り の 推 進	男女の処遇格 差の解消	・賃金および採用・配置・昇進などの格差解消に向け、関係機関と連携してチラシ・パンフレットを事業者に配布し、啓発活動を行います。	継続	通期	商工課	商工会議所と連携してチラシ・パンフレットを配布し、啓発活動を行いました。	啓発活動は効果が出るまで時間を要するため継続する必要があります。	継続	今後も関係機関と連携してチラシ・パンフレットを配布し、啓発活動を行います。
	就労環境の整備	・就労環境整備の推進のため、関係機関と連携してチラシ・パンフレットを事業者に配布し、啓発活動を行います。	継続	通期	商工課	商工会議所と連携してチラシ・パンフレットを配布し、啓発活動を行いました。	啓発活動は効果が出るまで時間を要するため継続する必要があります。	継続	今後も関係機関と連携してチラシ・パンフレットを配布し、啓発活動を行います。
	女性の社会進 出を認め、促 進するための意 識啓発	・関係機関と連携してチラシ・パンフレットを事業者に配布し、啓発活動を行います。	継続	通期	商工課	商工会議所と連携してチラシ・パンフレットを配布し、啓発活動を行いました。	啓発活動は効果が出るまで時間を要するため継続する必要があります。	継続	今後も関係機関と連携してチラシ・パンフレットを配布し、啓発活動を行います。

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表  
分野（1）女性

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
働きやすい環境づくりの推進	セクシュアル・ハラスメントの防止	・関係機関と連携してチラシ・パンフレットを事業者に配布し、啓発活動を行います。	継続	通期	商工課	商工会議所と連携してチラシ・パンフレットを配布し、啓発活動を行いました。	啓発活動は効果が出るまで時間を要するため継続する必要があります。	継続	今後も関係機関と連携してチラシ・パンフレットを配布し、啓発活動を行います。
		・職場や学校におけるセクシュアル・ハラスメントなどの防止のため、市職員、教職員に研修を実施します。	新規	通期	秘書課 学校教育課	(秘書課) ・瑞浪市ハラスメントの防止等に関する規則に基づき、関係部署職員及び組合推薦委員からなる苦情相談処理委員会を設置し、ハラスメントの発生防止、相談受付を行っています。 ・職員の意識改革と発生防止のため、メンタルヘルス・ハラスメント防止講座及びハラスメント防止研修を実施しました。	苦情相談処理委員会への相談案件はありませんでしたが、近年はパワー・ハラスメントが社会問題化しており、引き続き、発生防止と相談対応に努めていく必要があります。	継続	引き続き、職員研修やハラスメント防止に関する通知等を行い、ハラスメントの発生防止に努めるとともに、苦情相談処理委員会に相談があった際には適切に対処します。
		・被害の相談があった場合は、適切に対応します。				(学校教育家) ・学校教育課からの管理職への指導、管理職からの教職員への指導を定期的に、また必要に応じて行いました。 ・相談があった場合の対応について体制を強化しました。	教職員のハラスメントに対する意識や、コンプライアンス意識の向上のために、研修等を今後も継続的に行っていくことが大切です。	継続	同僚性の高い風通しのよい職場環境づくりを教職員全員でつくっていきます。

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表

分野（1）女性

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
働きやすい環境づくりの推進	子育て環境の充実	・保護者のニーズに対応した保育を実施していきます。	継続	通期	社会福祉課	H26年度から市内の全幼稚園で3歳児から5歳児までの幼保合同活動を実施しています。	定員設定の見直しとともに、私立保育園・幼稚園の認定こども園への移行について検討していく必要があります。	継続	幼保一体化を推進しながら、保護者のニーズに対応した保育を実施していきます。
		・様々な立場の男女が、仕事と家庭・地域活動への参加を自らの望むバランスで両立できるように啓発活動を行います。	継続	通期	生活安全課	学習会・講演会、広報での啓発を行いました。県事業のキャリアナビ（就労・子育てに関する講座・交流会）を実施しました。	意識調査等から具体的な子育て支援策と職場環境の改善等への要望が高いことがわかりました。機運を高めるための啓発を継続していきます。	継続	学習会・講演会、広報での啓発を行います。また、キャリアナビ等の県事業等を取り入れます。

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表  
分野（２）子ども

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
人権教育・子どもの健全育成の推進	子ども	教育相談体制の充実	継続	通期	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適応指導教室「こぶし」を3名の指導員によって運営し、児童生徒を指導しました。学校復帰に向けた計画的な取組ができました。</li> <li>・相談内容に応じて、学校と連携して、支援にあたることができました。</li> </ul>	引き続き、相談者、子どもの気持ちに立った指導を継続することが大切です。	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適応指導教室の運営を充実させます（教育相談の実施、利用についての周知等）。</li> <li>・教育相談の内容に応じ、学校と連絡・協力して指導にあたるなど、継続的かつ計画的な事後指導を行います。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談の内容に応じ、学校と連絡を取り合い、協力して指導にあたるなど、継続的な事後指導を適切に行います。</li> </ul>							
人権に関する教育の充実	子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各校における「人権教育全体計画」、「道徳教育全体計画」の作成・活用・評価・改善を進めます。</li> </ul>	継続	通期	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各校の「人権教育全体計画」、「道徳教育全体計画」を点検し、計画的に人権教育が進められるよう指導しています。</li> <li>・訪問時に人権の観点から実践や作成資料、諸帳簿について評価し、指導しています。</li> <li>・ひびきあいの日の取組に積極的に取り組んでいます。</li> </ul>	毎年見直しをしながら、継続することが大切です。引き続き指導を継続します。	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各校における「人権教育全体計画」、「道徳教育全体計画」の作成・活用・評価・改善を進めます。</li> <li>・諸活動を計画・運営する際に、「人権」の視点を位置づけ、実践・評価・改善を図ります。</li> <li>・掲示物や資料・諸帳簿について指導を行います。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・諸活動を計画・運営する際に、「人権」の視点を位置づけ、実践・評価・改善を図ります。</li> </ul>							
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料や諸帳簿について、指導を行います。</li> </ul>							
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育について研修で学んだことを各園・学校で広め、「ひびきあいの日」の取り組みを充実させます。</li> </ul>							



◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表

分野（２）子ども

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
人権教育・子どもの健全育成の推進	子ども いじめの防止と子どもの権利擁護	・いじめ防止基本方針を策定し、いじめ根絶に向けた取り組みを一層強化します。	新規	通期	学校教育課	・市のいじめ防止基本方針を踏まえ、各校がいじめ防止基本方針を策定し、いじめの根絶に向けた取組を推進しました。 ・児童生徒を対象に、「心のアンケート」を定期的実施し、いじめの未然防止、早期発見に努めています。 ・いじめられた児童生徒の思いに寄り添いながら、いじめ解消に向けて取り組みました。	・各校が、いじめ防止基本方針に沿った取組を推進することができました。 ・定期的実施する「心のアンケート」から、いじめを早期発見することができました。	継続	・策定したいじめ防止基本方針を積極的に活用し、いじめ根絶に向けた取組を充実させます。 ・児童生徒を対象に実施する「心のアンケート」の記述を丁寧に分析し、いじめの未然防止、早期発見に努めます。 ・学校はいじめられた児童生徒の思いに寄り添い、迅速かつ的確に解消に向けて取り組みます。
		・児童生徒を対象に実施する「心のアンケート」や「いじめ110番ダイヤル」などを通して、いじめの未然防止、早期発見に努めます。							
		・学校はいじめられた児童生徒の思いに寄り添い、迅速かつ的確に解消に向けて取り組みます。							

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表  
分野（2）子ども

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
人権教育・子どもの健全育成の推進	保護者 保育の充実	・実施していない特別保育の事業について、保護者ニーズを鑑みながら、実施を検討していきます。	継続	通期	社会福祉課	延長保育、休日保育（愛保育園）、地域子育て支援センター事業、病後児保育等の特別保育を実施しています。	本市で未実施である特別保育の事業について実施の必要性を検討していく必要があります。	継続	未実施である特別保育の事業について保護者ニーズを鑑みながら実施の検討をしていきます。
		・保護者が安心して子どもを預けることができる保育環境を整えるため、老朽化した施設の改修を進めます。				保護者が安心して子どもを預けることができるため、幼児園等の改修を行いました。（H29～H30稲津幼児園、H30陶幼児園、H28一色幼児園）これにより市内8園の改修工事が完了し保育全室に空調設備の整備が完了しました。	空調設備等が今後も快適に使用できるよう定期的に清掃などのメンテナンスを実施するなど良好な状態を維持する必要があります。		保護者が安心して子どもを預けることができる保育環境を整えるため、施設整備を進めます。

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表  
分野（2）子ども

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
人権教育・子どもの健全育成の推進	保護者 講演会や講座の実施	・地域子育て支援センターにおいて、親子教室や子育てサロンなど、子育てに関連した講習会を開催し、「親の育ち」、「子の育ち」を支援します。	継続	通期	子育て支援センター 社会福祉課	4支援センターで、栄養相談・歯科相談・発達相談を年2回育児講習会として行ないました。また、親子リトミック・親子ヨガ・救急法等、親子講習会を行ないました。	相談できる良い機会としても、今後育児講習会を充実させ、親子共に健全に成長できる場として、より周知していくことが必要です。	継続	子育て家庭のニーズに合わせ、育児講習会を計画し親子の育ちの支援に努めます。
		・子育て支援センターが地域に出向き、講習会などを開催し、親子の育ちの支援や地域の子育て家庭同士の交流促進に努めます。				各幼児園に出向き、「ママ&キッズ広場」を地域に出向く子育て相談の場として、民生委員、主任児童委員にも参加していただき行いました。	地域の他の子育て家庭と交流する中で、悩みを交流し、孤立感をやわらげることにつながりました。しかし、本当に困っている家庭が出て来られないことが課題です。		地域の中で安心して子育てができるように、民生委員・児童委員・主任児童委員に協力していただき進めていきます。
		・児童館において、幼児園の園長などを講師に講演会を開催し、親子の育ちの支援に努めます。				幼児園園長による子育て講座を実施しました。	個別相談から支援が必要なケースがある場合は、関係機関に繋がります。		児童館において、幼児園の園長などを講師に講演会を開催し、親子の育ちの支援に努めます。

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表  
分野（2）子ども

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
人権教育・子どもの健全育成の推進	保護者 講演会や講座の実施	・「子どもが健やかに育つ権利」を守るために、子どもの成長段階に応じて、親子がともに健康について学ぶ機会を提供します。	継続	通期	健康づくり課	6か月児教室、8か月児教室、1歳児すくすく教室、はみがき教室、親子食育教室など月齢・年齢に応じた食・生活リズム、歯に関する教育を実施しました。 各講座や教室の他にも保健事業のあらゆる場면을学習の機会にして実施しています。	現在実施している健診等の機会を捉えた学習が重要です。	継続	母子の健康に絞った教育内容で継続していきます。
		・妊娠期にある父親と母親が、そろって親となる心構えや知識を学ぶ機会を提供するため、「明日の親学級（両親学級）」を企画、実施します。また、学習の記念に写真を撮影し、母子手帳に貼れるようプレゼントします。	継続	通期	社会教育課 (市民図書館)	子育てに関する知識が豊富である幼稚園の元園長先生を講師としてお招きし、明日の親学級を開催しました。先生の体験談を交え、お腹の赤ちゃんとの接しかたや気をつける点等について学ぶ機会を提供しました。	参加者が少ないこともあり、どなたでも気軽に参加できるような内容・周知の方法を考えていく必要があります。	継続	参加意欲・関心が湧くような内容の検討を行い、より多くの方に学習の機会を提供できるように努めます。
		・ブックスタート事業や市民図書館での絵本の読み聞かせ、学習会などを実施することで、親子のふれあいを支援します。				スタンプカード利用し、参加が楽しくなるような工夫を取り入れた読み聞かせ等を開催しました。	読み聞かせを行うボランティアが減っています。		安定してボランティアを確保できる体制作りについて検討し、引き続き充実した読み聞かせ等が行えるよう努めます。

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表  
分野（２）子ども

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
人権教育・子どもの健全育成の推進	保護者 育児と仕事を両立しやすい職場環境の整備	・事業者に対して、保護者が子育てと仕事を両立しやすい職場環境づくりに関する啓発を行います。	継続	通期	商工課	商工会議所と連携してチラシ・パンフレットを事業者が集まるセミナー等で配布し、啓発活動を行いました。 また、ハローワークと連携し、育児と仕事の両立を希望する方を対象とした出張相談会を開催しました。（年6回）	啓発活動は効果が出るまでに時間を要するため継続する必要があります。	継続	今後も関係機関と連携してチラシ・パンフレットを配布し、啓発活動を行います。 また、ハローワークと連携し、育児と仕事の両立を希望する方を対象とした出張相談会も継続して行います。
		・子育てと仕事の両立支援に関する情報をポスターの掲示やパンフレット・チラシの常設、ホームページへの掲載により周知します。							

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表

分野（２）子ども

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
人権教育・子どもの健全育成の推進	保護者 子育てに関する相談体制の強化	・子育て支援室、幼稚園、子育て支援センター、児童館で子育て全般に関する相談業務を行います。	継続	通期	社会福祉課	・市役所子育て支援室、各保育園・幼稚園・子育て支援センター、児童館等において相談業務を行いました。 ・女性相談センター、子ども相談センターと連携を図り、該当事案の早期解決に努めました。	身近な場所で相談できることを周知していくとともに、対応する職員等の知識の向上を図る必要があります。	継続	子育て支援課、幼稚園、子育て支援センター、児童館で子育て全般に関する相談業務を行います。
		・県女性相談センターや子ども相談センターなどと連携し、適切な対応を行います。							
		・相談業務の周知を図るとともに、職員の知識と対応力の向上に努めます。							
		・発達障がい児とその家族に対する早期支援を行うため、発達支援相談窓口にて、保護者からの相談対応や検査・関係機関の紹介、情報の提供などを行います。							
		・子ども発達支援センターにおいて、療育支援、放課後デイサービスなどを行います。							
・臨床心理士による園・小中学校への巡回訪問相談の充実や関係機関との連携強化など、支援システムの定着化を図ります。	園から依頼を受け、相談や検査等の日程調整を行いました。	・検査結果等を保護者や園と一緒に聞き、共通理解することができました。 ・検査希望者が多く、検査対象を精査する必要があります。	発達障がい児とその家族に対する早期支援を行うため、発達支援相談窓口にて、保護者からの相談対応や検査・関係機関の紹介、情報の提供などを行います。						
		通所支援と相談支援を行いました。丁寧な聞き取りを行い、保護者の障がい受容ペースに合わせ、寄り添う姿勢で支援しています。	利用者の低年齢化、支援の長期化、多機関連携の増加により、相談支援専門員の確保と育成、質の高い相談支援の維持が必要です。	子ども発達支援センターにおいて相談支援と通所支援を引き続き行い、子どもの発達や保護者の障がい受容のペースに合わせた支援を提供します。					
					園や小中学校からの要望を基に、臨床心理士や圏域の相談員の日程調整や派遣を行いました。	検査や相談の要望が多くあり、応えられないこともありました。精査を行いながら必要な児が必要な支援を受けられるようにすることが必要です。		支援の必要な児が必要な支援を受けられるよう臨床心理士や圏域の相談員との連携強化を行います。	

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表  
分野（２）子ども

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
人権教育・子どもの健全育成の推進	子育てに関する相談体制の強化	・子育て支援センターにおいて、子育て中の親子が気軽に集い、遊びながら子育ての楽しさや不安を分かち合う場を設けることで、子育て家庭の孤立化を防ぎます。	継続	通期	子育て支援センター 社会福祉課	年2回発達相談を、ほけっとの相談員により4支援センターで行いました。 子育て連絡会での情報共有をしました。(子育て支援センター・保健センター・家庭児童相談員)	相談の低年齢化を感じます。育てにくさを感じ、悩みや不安を抱えているケースが多く、焦らず粘り強くほよい支援をする必要があります。	継続	敷居の低い相談場所であり、当事者目線での幅広い子育て相談ができるよう、今後も発達支援センターや家庭児童相談員、保健センターとの連携を強化していきます。
		・子育てに関する情報を提供し、親子の育ちを支援します。							
	家庭教育学級における人権教育の充実	・家庭教育学級の中で、保護者の人権感覚を高めるための取り組みを行います。	拡充	通期	社会教育課	各地区公民館で家庭教育学級を開催しました。	直接的な人権教育は行われていませんが、家庭教育学級を開催することが人権感覚を高めるものと考えています。	継続	家庭教育学級を引き続き開催し、保護者の人権感覚を高めるための取り組みを行います。
		※関連事業：保護者会活動（社会福祉課）							
幼児教育における遊びを通じた体験活動の推進	教職員	・子どもの人権に配慮し、一人ひとりの人格を尊重した教育・保育を実施します。	拡充	通期	学校教育課	一人一人の子どもを丁寧にとらえ、その子の成長のためにきめ細かい指導を行っています。	幼小の連携や関係機関との連携などを通して、子ども理解に努めていきます。	継続	子ども理解に努め、一人一人を大切にした指導を大切にしていきます。
		・園内研修・教育保育研修のあり方を見直すなど、研修の充実を図ります。				実態やニーズに応じた研修を様々な場で実施しています。			

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表

分野（２）子ども

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など				
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7	
人権教育・子どもの健全育成の推進	教職員研修の充実	・児童生徒を取り巻く問題の多様化に対応できるよう、校長会・教頭会・教務主任会などで情報提供や研修を進めています。	継続	通期	学校教育課	教育委員会からの示達や具体的事例の交流などを通して研修を行いました。東濃教育事務所主催の人権教育研修会に参加し、研修を行いました。	研修会に参加していない職員への伝達を確実にしていく必要があります。	継続	各学校での人権教育研修会の伝達講習の実施の徹底を図っていきます。	
		・カウンセリング、福祉教育、情報モラルなどの研修のほか、夏季休業中の研修内容の充実を図ります。				夏季研修会などで、教育相談や情報モラルに関する研修を行いました。				夏季研修にカウンセリング講座を位置付け、研修を行います。
	一人ひとりを大切にしたい指導・教育の充実	いじめの防止と対応の充実	・いじめ発生の未然防止と早期発見・早期対応のための体制の強化を図ります。	新規	通期	学校教育課	・日頃の子どもの表情や様子を注意深く観察し、小さな変化を見逃さないようにしました。 ・定期的にアンケートを実施し、いじめの早期発見・早期対応に努めました。 ・いじめを認知したら、担任で抱え込まず、必ず組織で対応するようにしました。	・いじめを積極的に認知し、その解決に向けて組織的に取り組むことができました。 ・いじめを認知してから3か月後の状況で、いじめが解消したかどうかを判断することができました。	継続	・いじめられたと感じた子どもの気持ちに寄り添い、積極的にいじめを認知します。 ・いじめを認知したら組織で対応し、早期に解決できるように取り組みます。 ・いじめられた児童生徒の心のケアのために、スクールカウンセラーやスクール相談員を活用します。
			・「いじめはどこにでもある」という認識の下、日頃から子どもたちの表情や様子を詳細に観察します。							
			・報告、連絡、相談を大切に組織ぐるみで対応し、いじめられた児童生徒のケアを最優先に取り組みます。							



◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表  
分野（２）子ども

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など				
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7	
人権教育・子どもの健全育成の推進	教職員	一人ひとりを大切に した指導・教育の 充実	不登校の未然防止と対応の充実	新規	通期	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育支援センターについて保護者に知らせることによって、相談件数が増加してきました。</li> <li>・児童生徒の日常の表情や様子などの小さな変化に留意し、不登校の未然防止に努めました。</li> <li>・不登校の児童生徒に対して、学校・保護者・適応指導教室・スクールカウンセラーなどが連携して対応しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校の児童生徒に対して、学校と関係機関が連携をとりながら対応することができました。</li> <li>・不登校が長期化している児童生徒及びその保護者との連携のあり方を考える必要があります。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育支援センターの相談活動をより活発にしています。</li> <li>・不登校の児童生徒への対応を、学校と関係機関が連携をとって考えていきます。また、学校復帰に向けて、個に応じた計画を立てて取り組んでいきます。</li> <li>・不登校が長期化している児童生徒及びその保護者への働きかけをしています。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育支援センターでの教育支援活動の充実に努めます。</li> <li>・不登校の未然防止のために、児童生徒の日常の表情や様子、欠席日数や早退遅刻数などのあらゆるサインに留意し、常に児童生徒に寄り添って指導します。</li> <li>・保護者、スクールカウンセラー、適応指導教室などと連携し、児童生徒についての情報収集や共通理解に努めます。</li> </ul>							
		の学校実態・地域を踏まえた指導体制の確立	の学校実態・地域を踏まえた指導体制の確立	継続	通期	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各小中学校において、毎月1回の広報により、児童生徒の姿を家庭・地域に発信しました。</li> <li>・保幼小中一貫教育推進協議会において、各中学校区で共通に取り組むことを決めて活動しました。</li> <li>・いじめの心配、不良行為等、様々なケースに応じて、関係者で適宜ケース会議を開いて対応しました。</li> </ul>	途切れなく情報を伝えていくことが大切です。今後も継続します。	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共通理解・共通行動で子どもを育てていくために、学校における児童生徒の姿を家庭や地域に発信します。</li> <li>・保幼小中一貫教育推進委員会やキャリア教育推進懇談会等の機会を活用し、連携の強化、指導の充実に図ります。</li> <li>・ケースに応じて関係者で対応を協議し、指導の充実に図ります。</li> </ul>



◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表  
分野（２）子ども

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
児童虐待防止への取り組み	子ども 法務局による「子どもの人権SOSミニレター」や「子どもの人権110番」の活用	・人権擁護委員が小中学校を訪問し、児童生徒に「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」を配布することで、教師や保護者に相談できない悩みごとへの対応に努めます。	継続	通期	生活安全課	法務局多治見支局・多治見人権擁護委員協議会からの協力依頼を受け、10-11月頃各地区人権擁護委員が小中学校を訪問し、全児童生徒に様式を配布。子どもは当様式を使うことで、学校や保護者を經由せずにポストに投函が可能（切手不要）。届いたレターに人権擁護委員が返事を書くことで、子どもに寄り添い悩みを解決する手助けを行っています。＜実績/東濃3市＞27：18通、28：16通、29：32通、30：21通、R1：18通(3/24時点) ・市教育委員会・学校は様式の配布、生活安全課は市有施設へのポスター掲示などの協力を行っています。	子どもにとって、保護者や教師、友達などに相談できない悩み事を相談できる場所があるということは大変重要です。学校を經由して配布することで、すべての児童生徒に事業を周知できるため、今後も市教育委員会、学校の協力が必要です。	継続	人権擁護委員が小中学校を訪問し、児童生徒に「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」を配布することで、教師や保護者に相談できない悩みごとへの対応に努めます。また、その際、児童生徒に「子どもの人権110番」の周知と活用を呼びかけます。
		・人権擁護委員が小中学校を訪問し、児童生徒に「子どもの人権110番」の周知と活用を呼びかけます。							

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表  
分野（２）子ども

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
児童虐待防止への取り組み	要保護児童（幼児）の早期発見および保護	・家庭児童相談員による児童虐待相談を実施します。	拡充	通期	社会福祉課	保健師と家庭児童相談員による家庭訪問を実施しました。（養育支援訪問事業）	支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭への支援が必要です。	継続	保健師、家庭児童相談員など専門職による訪問相談や指導などの支援を行っています。
		・養育が困難な家庭に対し、家庭児童相談員などの専門職の訪問による相談や指導（養育支援訪問）などの支援を行い、虐待の予防に努めます。							
		・子ども相談センター、民生委員・児童委員などと連携し、要保護児童の早期発見と支援に努めます。							
		・子育ての不安や負担感の軽減のため、「こんには赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問）」を実施し、心身の状況や養育環境を把握し、支援が必要な場合には、助言するとともに、適切なサービス提供につなげます。	継続	通期	社会福祉課	4か月までのお子さんがある家庭へ、助産師、子育て支援センター職員が訪問。心身の状況や養育環境を把握し、母親に寄り添い、傾聴、必要時には助言をし、育児負担や不安の軽減に努めました。	訪問後、継続的な支援が必要な家庭は、家庭児童相談員による養育訪問、保健師等による訪問につなげ、連携して支援ができる体制が取れています。	継続	子育ての不安や負担感の軽減のため、乳児家庭全戸訪問を実施し、心身の状況や養育環境を把握し、適切なサービス提供につなげます。
・ハイリスク家庭（若年妊婦、双子、低出生体重児・発達障がい児など）などへの訪問、各健診・教室などの事業で、産後うつ、虐待などの早期発見、必要な母子支援など、個々に合わせた支援・助言を行います。	継続	通期	健康づくり課	妊娠届出の段階から、個別の面談等を行うことで、早期からの顔つなぎをし、ハイリスク者（家庭）に対して個々に応じた面談や訪問等を行い、必要な母子支援を行っています。	関係機関（社会福祉課、子育て支援センター等）と連携を取りながら、ハイリスク者（家庭）の早期発見・支援ができています。	継続	ハイリスク家庭（若年妊婦、双子、低出生体重児・発達障がい児など）などへの訪問、各健診・教室などの事業で、産後うつ、虐待などの早期発見、必要な母子支援など、個々に合わせた支援・助言を行います。		

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表  
分野（２）子ども

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
児童虐待防止への取り組み	保護者 児童虐待への対応強化	・家庭児童相談員による相談業務を行うとともに、相談員の知識や対応力を高め、相談体制の充実に努めます。	継続	通期	社会福祉課	・家庭児童相談員を配置し、児童虐待に対する相談業務を実施しました。 ・子ども相談センター、民生児童委員等と連携し、要保護児童の早期発見と支援対応に努めました。	各関係機関と連携を強化して早期発見・解決に繋げる必要があります。	拡大	・児童虐待相談を実施します。 ・令和4年度までに子ども家庭総合支援拠点の整備します。
		・子ども相談センター、民生委員・児童委員などと連携し、要保護児童の早期発見と支援に努めます。							
	児童虐待防止啓発の充実	・「児童相談所全国共通ダイヤル189（いちはやく）」を周知します。 ・11月の「児童虐待防止推進月間」に合わせ、子ども相談センターとともに街頭啓発活動を行うなど、年間を通じて啓発活動を行います。	継続	通期	社会福祉課	・ポスターの掲示を行い、周知に努めています。 ・毎年11月の推進月間中に市内の駅前やショッピングセンター1か所において、児童虐待防止の街頭啓発活動を行いました。	広く周知するために、年間を通じて児童虐待防止の啓発活動を行う必要があります。	継続	「児童相談所全国共通ダイヤル189（いちはやく）」を周知します。
教職員 児童虐待防止啓発の充実	児童虐待防止啓発の充実	・児童虐待に関する保護者や地域の意識を高めるよう、講演（学習）会、懇談会、学校だよりなどを活用して、啓発を行います。	継続	通期	学校教育課	児童虐待に関する啓発を、学校だよりなどを通して行いました。	児童虐待に関する保護者や地域の意識をより高めるために、学習会や講演会を活用する必要があります。	継続	児童虐待に関する啓発活動を、積極的に推進していきます。

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表  
分野（２）子ども

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など											
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7								
児童虐待防止への取り組み	教職員	児童虐待の早期発見・早期対応	新規	通期	学校教育課	<p>・学校は、子どもの様子に注意を払い、虐待と思われる事実がある時には、躊躇なく子ども相談センターに通報します。</p> <p>・被害を受けた子どもの支援に努めます。</p> <p>・青少年育成市民会議（社会教育課）、民生委員・児童委員（社会福祉課）と連携し、虐待の発見、解決に努めます。</p>	<p>・学校が、子どもに虐待と思われる事実を把握した時、積極的に関係機関へ通報することができました。</p> <p>・被害を受けた子どもの心のケアを第一に考え、スクールカウンセラーを活用することができました。</p>	継続	<p>・学校は子どもの様子に注意を払うとともに、定期的に行うアンケートの記述からも虐待の事実を早期に発見できるようにします。</p> <p>・学校と教育委員会、社会福祉課、子ども相談センターなどの関係機関との連携をより積極的に進めていきます。</p>								
										保護者に対する相談体制の充実	継続	通期	学校教育課	<p>・保護者が気軽に学校に相談ができるような関係づくりと啓発に努めます。</p> <p>・虐待が懸念される事例については、学校での児童生徒の様子に細心の注意を払い、状況に応じて関係者とのケース会議を持つなど、迅速かつ適切に対処します。</p> <p>・保護者と学校とのネットワークを強化し、迅速に情報が入手できるよう努めます。</p>	<p>引き続き一人一人の子どもに応じた相談体制が大切になります。</p>	継続	<p>・家庭から学校への相談が気軽にできるよう、体制を整備するとともに、啓発を進めます。</p> <p>・虐待が懸念される事例については、学校での児童生徒の様子に気を配るほか、時と場合に応じて関係者とケース会議をもちます。</p>

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表  
分野（２）子ども

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
家庭や地域社会での青少年健全育成	まちづくり事業における幅広い世代の住民参加促進	・「青少年育成」を「夢づくり地域交付金事業」の交付対象の一つとして位置づけ、地域の課題解決に結びつける取り組みを支援します。	継続	通期	市民協働課	夢づくり地域交付金事業の交付対象の一つとして「青少年育成」を位置付け若者の参加を促進しました。	ほぼ全てのまちづくり推進組織において「青少年育成」事業が取り入れられ、全事業数の半数近くが青少年の参加を含んだ事業として行われています。	継続	「夢づくり地域交付金事業」の交付対象の一つとして「青少年育成」と「若者又は学校と協働で行う事業」を位置付けます。
	青少年健全育成市民会議の活動促進	・モデル地区、モデルグループを指定し、活動発表を行います。	継続	通期	社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル地区・グループに指定した団体を援助し、活動を市民会議で発表していただきました。</li> <li>・市内量販店、文化祭等で街頭啓発を行いました。</li> <li>・市民会議及び専門部会を開催しました。</li> <li>・PTAの教育講演・懇談会に参加する、高校生と語る会を開催する、東濃西部少年センターと共に夜間巡回指導を行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様化、複雑化、多忙化する社会の中で、合理的な活動を維持推進するため、組織体制や事業の見直しが必要とされています。</li> <li>・IT機器の急速な進歩やSNSの普及が重大な人権問題の引き金にならないよう、新たな情報モラル教育が必要になっています。</li> <li>・ひきこもりやニートなど人権問題を内包する社会現象についても、青少年育成の観点からアプローチが求められています。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活発な青少年育成活動を行っている団体をモデル団体に指定のうえ援助し、その活動成果を市民会議で発表・周知していただきます。</li> <li>・青少年の健全育成及び人権に係る市民の意識向上に資するため、街頭啓発活動を行います。</li> <li>・市民会議事務局として諸事業の円滑な遂行に努めます。</li> <li>・他団体と連携し、課題解決力を強化します。</li> </ul>
		・街頭啓発（昼間・夜間）を実施します。							
地域での見守り活動の推進	・東濃西部少年センターから委嘱された指導員や青少年育成市民会議による夜間街頭指導巡回など、地域住民による青少年の非行防止・被害防止啓発を支援します。	継続	通期	社会教育課	毎月の夜間巡回指導、市民会議と連携した夏季特別巡回指導を行いました。	青少年の減少及び生活様式・志向の変化から、夜間巡回時に遭遇することが少なくなっています。	継続	東濃西部少年センター、PTA、町民会議等の活動を支援し、あいさつの輪や見守りの目の拡充を図ります。	

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表  
分野（２）子ども

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
家庭 や地 域社 会で の青 少 年 健 全 育 成	地域での見 守り活動の 推進	・防犯推進の会の「青色防犯パトロール事業」を支援することにより、地域住民による見守り活動を強化します。	継続	通期	生活安全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・瑞浪市防犯推進の会により夕方の時間帯を中心にパトロール実施資格者が市内のパトロールを行っています。 H28:566回 H29:528回 H30:495回 R1:450回</li> <li>・毎月2回実施されている交通安全街頭指導時に車にて各地区を巡回し、指導の支援しています。また、幼稚園や、小学校を対象とした交通安全教室も行っています。</li> <li>・市内で事件等が発生した場合「絆メール」登録者に対し、メールを送信し注意喚起を行っています。また、LINEに瑞浪市のアカウントを作成し「絆メール」と同じ情報を発信することにより、気軽に防犯情報を取得できるようにしました。 絆メール登録者数：5,374人 LINE登録者数：1,613人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パトロール実施者の高齢者割合が多く、パトロール実施者の増加を図るためには、若年者の加入拡大が課題となっています。</li> <li>・「絆メール」「LINE」登録者数の増加に向けたPRが課題となっています。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・瑞浪市防犯推進の会により夕方の時間帯を中心にパトロール実施資格者が市内のパトロールを行います。</li> <li>・毎月2回交通安全街頭指導時に車にて各地区を巡回し、指導の支援をします。また、幼稚園や、小学校を対象とした交通安全教室も行います。</li> <li>・市内で事件等が発生した場合「絆メール」・「LINE」登録者に対し、情報を発信し注意喚起を行います。</li> </ul>
		・交通安全協会や交通安全女性などが実施する交通安全街頭指導など、子どもを交通事故の被害から守るための活動を支援します。							
		・「絆メール」を活用し、防犯情報を発信します。登録者が増えるようシステムの周知に努めます。							



◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表  
分野（２）子ども

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
子育てにやさしいまちづくりの推進	ユニバーサルデザインのまちづくり	・歩道・広場の段差解消、休憩施設の設置など、利用者のニーズを反映させた整備を行います。その後の管理においても、利用者のニーズを把握し、全ての人が快適に過ごすことができるよう適切な改善に努めます。	継続	通期	都市計画課	狭間川公園の再整備では、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、公園出入口の段差解消や多目的トイレの設置など行いました。また、一部の都市公園のベンチの修繕等を行い、利用しやすい施設整備に努めました。	都市公園内については、施設のバリアフリー化が進んでいない箇所があります。	継続	施設更新時には、ユニバーサルデザインについて検討を行います。
		・市内・県内のバリアフリー情報や、授乳室、キッズコーナーなどの利用が可能な企業・店舗の情報などをまとめ、情報提供に努めます。	継続	通期	社会福祉課	市内のバリアフリー情報の提供に努めました。	情報の更新と、情報提供の手法を検討する必要があります。	継続	民間施設にも「赤ちゃんの駅」の設置を働き掛けていくとともに、設置している施設の情報を提供していきます。
	「赤ちゃんの駅」の設置促進	・外出時に気軽に立ち寄り、授乳できるスペースを公共施設に設けます。 ・民間施設にも「赤ちゃんの駅」の設置を働き掛けていくとともに、設置している施設の情報を提供していきます。	継続	通期	社会福祉課	公共施設（福祉施設）の改修や新築の際に、授乳できるスペースの設置を検討します。	民間施設にも設置促進を働き掛けていくとともに、設置している施設の情報提供する必要があります。	継続	民間施設にも「赤ちゃんの駅」の設置を働き掛けていくとともに、設置している施設の情報を提供していきます。

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表

分野（２）子ども

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
子育てにやさしいまちづくりの推進	安全な子どもの遊び場の確保	・市民公園の再整備及び街区公園の整備において、維持管理しやすく、かつ自然を生かした構造を採用し、快適な生活空間と災害時の避難地の確保をします。また、利用者にとって使いやすい施設にするよう引き続き改修を進めます。	継続	通期	都市計画課	・都市公園の植栽剪定やトイレ掃除等を定期的に行うことで、誰もが安心して利用できる公園づくりを進めています。 ・職員による遊具点検を毎月実施し、適切な維持管理を行っています。	都市公園内については、施設のバリアフリー化が進んでいない箇所があります。	継続	今後も引き続き利用者にとって使いやすい施設となるよう努めます。
		・公園遊具の安全を確保するため、安全基準に基づく点検を実施し、適切な維持管理を行います。							
		・児童遊園地の遊具の保守点検を実施し、安全の確保に努めるとともに、安全基準に満たない遊具は早急に修繕します。							
	・各保育園・幼児園の園庭を地域などに開放します。	継続	通期	社会福祉課	・毎年、児童遊園地の遊具の保守点検を実施し、安全確保に努めました。 ・各保育園・幼児園の園庭を開放し、子どもの遊び場として提供しました。	保守点検の結果、安全基準以下の遊具については早急に修繕する必要があります。	継続	保守点検の結果、安全基準以下の遊具については早急に修繕します。	
未成年者への支援	・子どもの権利を保護する必要がある場合は、未成年後見制度を紹介します。	継続	通期	社会福祉課	該当する事案はありませんでした。	未成年後見制度については認知度が低いため、広く周知する必要があります。	継続	子どもの権利を保護する必要がある場合は、未成年後見制度を紹介します。	

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表

分野（3）高齢者

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
自立・生きがいづくりへの支援	シルバー人材センター事業の充実	・シルバー人材センター事業が、急増する高齢者の受け皿としての機能を十分果たし、「社会の支え手」となるよう、今後も補助金を交付し、活動の支援を行います。	継続	通期	高齢福祉課	瑞浪市シルバー人材センターに対し、補助金を交付し、活動の支援を行いました。	高齢者数は、増加していますが定年延長等高齢者の働く場の多様化により、登録会員数は横ばいです。高齢者の就労機会の拡大とともに、シルバー会員数の拡大が急務となっています。	継続	シルバー事業が急増する高齢者の受け皿としての機能を十分果たし、「社会の支え手」となり、高齢者の生きがいにつながるよう引き続きシルバー人材センターに対し、補助金を交付し、活動の支援を行います。
	生きがい活動の機会の充実	・高齢者が社会の一員として生きがいや充実感を持ち、健康の維持・増進を図るため、長寿クラブおよび長寿クラブ連合会の活動に対して補助金を交付するなど、活動を支援します。 ・地域の人や高齢者同士が交流する機会を提供することで、高齢者の引きこもりを防止し、生き生きとした生活が送れるよう、各地区の福祉委員や社会福祉協議会が連携して実施する「いきいきサロン」の開催を支援します。 ・長寿クラブ活動などに対する広報活動を強化することで、新規会員の確保を支援します。	継続	通期	高齢福祉課	長寿クラブ連合会及び単位クラブの活動に対して、補助金を交付し、活動を支援しました。	高齢者の趣味の多様化等により、会員数の減少や参加者の固定化が課題となってきています。高齢者の社会参加の場の確保とともに、新規会員の確保が課題です。	継続	瑞浪市長寿クラブ連合会及び単位クラブの活動に対し、補助金を交付し活動を支援するとともに、広報活動を強化し会員確保に努めます。

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表

分野（3）高齢者

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
自立・生きがいづくりへの支援	生きがい活動の機会の充実	・地域の高齢者が集まる場所などに向いて、介護予防教室を開催し、健康を維持・増進ができるよう支援します。教室終了後も生きがいを持って生活できるよう自主活動の支援などを行います。	継続	通期	高齢福祉課	高齢者が健康を維持・推進できるよう、長寿クラブやいきいきサロン等高齢者の団体に対し出前講座として、健康教育・相談事業を行いました。	長寿クラブ及び会員数の減少から、健康教育・相談事業の開催数や参加者数が減少傾向にあります。	継続	2か所の地域包括支援センターと連携を図り、介護予防教室の充実を図ります。
		・高齢者を対象とする寿大学を開催し、多様なサークル活動を展開します。	継続	通期	社会教育課	・寿大学では学生（高齢者）の健康増進や教養の向上につながる学習会を行い、セカンドライフがより豊かなものになるように努めました。	・毎年少しずつ寿大学の学生数が減少しており、クラブの解散等が生じています。 ・講座の企画にあたり、どのような内容の講座が求められているか把握するのに苦慮しています。 ・高齢者向けの公民館事業が固定化しています。	継続	・学生数を増やし、より活発な寿大学となるよう、入学したくなるような学習会の考案やクラブ新設のサポート体制を整える等の対応に努めます。 ・自主事業や講座の際にアンケートを実施し、年代別のニーズを把握します。 ・新たな事業を始められるよう検討していきます。
		・現役引退後の生きがいづくりの場として、生涯学習講座、公民館講座などにおいて、50～60歳代を対象とした事業・メニューの提供を行います。				・公民館講座では、生活の知恵や趣味となるものを企画・開催し、多くの方々にご参加いただきました。			
		・「豊かな老い」を考え、実践するために、高齢者が楽しく参加できるメニューを公民館事業において提供します。				・公民館に登録されている自主グループや寿大学のクラブに所属されている方々が自分たちの活動の成果を発表できるよう文化祭を開催し、参加者同士の交流等を楽しんでいただきました。			

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表

分野（3）高齢者

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
年齢にとらわれず活躍できる社会の構築	ボランティア活動への高齢者の参加促進	・長寿クラブを中心とした地域の清掃・美化活動を実施します。	継続	通期	高齢福祉課	各単位クラブ長寿クラブ会員により地域の清掃、美化、見守り活動が行われています。長寿クラブ連合会に対し、地域での高齢者の見守り活動事業を委託しました。	会員の高齢化に伴い、活動が困難になりつつあります。また、長寿会がなくなってしまった地域もありこうした活動が手薄になる傾向があります。	継続	長寿クラブに継続して見守り活動事業を委託します。また長寿クラブの友愛活動に対し支援を行います。
		・長寿クラブが行う地域の子どもの見守り活動や、地域の高齢者の孤立化を防ぐための「友愛活動」（声掛け・支え合い・仲間づくりなど）を支援します。							
		・ボランティア活動に関する広報啓発活動を支援します。							
	・まちづくり推進組織において高齢者は依然として活動の主要な担い手であり、今後もまちづくり推進組織に対する支援を行うことで、高齢者の活躍の場を整備します。	継続	通期	市民協働課	まちづくり推進組織への人的・財政的支援を行い、高齢者の活躍の場を維持しました。	全まちづくり推進組織の内、約半数の地区において、交付金事業のメニュー「高齢者等の福祉」に関わる事業が行われています。また、地域の高齢者は、まちづくり推進組織の役員として重要な役割を果たしていますが、役員を次世代に引き継いでいくことが今後の課題です。	継続	まちづくり推進組織への人的・財政的支援を行います。	
・公民館講座の受講から自主団体としての活動に発展するように、積極的に支援を行います。	継続	通期	社会教育課	文化祭の運営にあたり、運営ボランティアとしてサポートをしていただきました。	体力等を考慮すると、高齢者が取り組めるボランティア活動が限られています。	縮小	講師登録制度を活用し、経験・技能豊かな高齢者がその能力を生かして活躍できる場を提供します。		
・自主団体による福祉施設などへの慰問など、高齢者も参加できるボランティア活動を計画していきます。									

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表

分野（3）高齢者

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
福祉・介護サービスの充実	在宅福祉サービスの充実	・住み慣れた家や地域で暮らしたいと願う高齢者の孤独感の解消や、自立した生活への支援を行います。	拡充	通期	高齢福祉課	<p>家に閉じこもりがちな高齢者に「桜寿荘」「福寿荘」にある生きがい対応型デイサービスの利用支援を行いました。</p> <p>・高齢福祉課や社会福祉協議会等で介護者の相談を受け、情報提供および適切な支援を行っています。在宅で介護をしている家族に対し、月5000円の要援護老人介護手当を支給しています。また、紙おむつ等の介護用品の支給も行っています。</p> <p>・地域包括支援センターを2か所設置し、相談体制を強化しました。</p>	<p>生きがいのサービスは、身の回りのことは自分でできるが、外出の機会が少なく家に閉じこもりがちな高齢者に対する支援になります。地域包括支援センターや民生委員等と連携を図りながら、支援の必要な高齢者をサービスにつなげる必要があります。今後在宅生活を続ける高齢者が増加することが考えられるため介護者の負担増につながることが考えられます。</p> <p>・地域包括支援センターや民生委員・児童委員等地域住民と連携を図り、潜在化している虐待案件を顕在化し、適切な支援を行っていく必要があります。また、養護者のケアも必要であるため、介護保険サービス等の利用促進も必要です。</p>	継続	<p>相談体制を強化し、介護者の負担軽減及び高齢者の孤立化を防ぎ、いつまでも住み慣れた地域で自立した生活が続けられるよう生きがい対応型デイサービスの利用支援を行います。また、介護する家族の相談体制や負担を軽減するためのサービスの情報提供および体制整備に努めます。</p> <p>地域包括支援センターや地域の民生委員・児童委員等と連携を図りながら早期発見に努め適切な支援につなげます。</p>
		・介護する家族に対する相談体制や負担を軽減するためのサービス体制を整えます。							
		・高齢者虐待に対し、民生委員・児童委員、介護サービス事業者、かかりつけ医、警察署などのネットワークを強化し、早期発見や適切な支援を行います。							

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表

分野（3）高齢者

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと					事業報告・評価など				
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業 期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
福祉・ 介護サ ービス の充 実	住民相互で支 えあう地域体 制の充実	・医療関係者、介護サービス事業者、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などと連携し、地域課題や対応策を検討していくことで、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できる「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。	拡充	通期	高齢福祉課	・医療と介護の連携を推進することを目的に、医療・介護関係者による多職種連携会議、研修会、懇談会を開催しました。 ・地域の支え合い活動の担い手を養成することを目的に、ささエール会員養成講座を開催しました。 ・高齢者等へのさりげない見守り活動として34事業所見守り協定を締結し、情報交換会を開催しました。	・今後も医療と介護の連携推進のため、顔の見える体制づくりの強化が必要です。 ・地域での支え合い活動と担い手自身の介護予防の推進を目指し、担い手の確保と活動支援が課題です。 ・地域における多様な主体による支え合い活動推進のための体制づくりが急務です。	継続	住民相互で支えあう地域体制の充実を目指し、支え手の確保と活動支援を継続していきます。また医療、福祉をはじめとする多様な主体が情報交換、課題共有できる場を設け、高齢者が住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援します。
		・地域住民の支え合い活動がしやすくなるよう、生活支援担い手養成講座を開催し、生活支援担い手が活動できる体制を整えます。							
		・民生委員・児童委員、福祉委員、区、長寿クラブやまちづくり推進組織との連携を強化し、地域で高齢者を見守る体制づくりを進めていきます。							
		・新聞、ガスなどの民間事業者との見守り協定を結び、さりげない見守り活動を継続していきます。							

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表

分野（3）高齢者

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと					事業報告・評価など				
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業 期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
相談 体制 の 充実	適切なサービス 提供に向けた 相談事業の充 実	・地域包括支援センターおよび2カ所の 在宅介護支援センターにおいて、高齢 者に関するあらゆる相談（介護、認知 症、虐待など）に応じます。	継続	通期	高齢福祉課	・令和元年10月から市内に2ヶ 所の地域包括支援センターを設 置し、総合相談体制を充実しま した。 ・高齢者保健福祉サービスを改 訂し、相談窓口、高齢者福祉 サービスの周知を図りました。	地域包括支援センターの周知に 努め、総合相談体制のさらなる 充実が必要です。直営であった 地域包括支援センターから委託 となり、市とセンターの連携強化 が重要です。	継続	各圏域の地域包括支援センター の周知に努め、高齢者の総合相 談体制の充実を図ります。市民に 対して、介護保険をはじめとした高 齢者福祉サービスについて分かり やすく情報提供できるよう利用ガイ ドを作成します。
		・民生委員・児童委員、介護支援専門 員などに介護に関する情報を随時提供 し、連携することで、総合相談体制の充 実を図ります。							
		・相談窓口の周知を図ります。							
		・「高齢者保健福祉サービス利用ガイド」 を活用し、各種サービスに関する情報を 提供します。							
		・「介護保険サービス利用ガイド」を活用 し、各種サービスに関する情報を提供し ます。							



◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表

分野（3）高齢者

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業 期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
安心して暮らせる生活環境の整備	住まいの保障	・介護保険制度を活用した住宅改修について、ニーズに応じた適正な給付事務を行います。	継続	通期	高齢福祉課	介護保険制度を活用した住宅改修工事には事前申請が必要であり、申請内容の検査を行い適切に給付を行いました。	改修内容は介護被保険者の状況により異なり、保険適用対象の判定が難しいケースがある。法令等の適切な解釈により対応をしていきます。	継続	住宅改修を必要とする介護被保険者のニーズに対し適切な保険給付を行います。
		・安心して生活できる住宅の普及を促進するため、毎年地区を定め、地区内にある昭和56年5月以前建築の木造住宅を全戸訪問し、無料耐震化診断を勧めるなど、直接的な働きかけを行います。	拡充	通期	都市計画課	毎年7月下旬に、対象住宅に戸別訪問を行い、耐震化啓発を実施しました。又、地域の防災訓練に参加し、耐震化啓発を行いました。	年々無料耐震診断を実施する件数が減少しています。	継続	今後も引き続き対象住宅の全戸訪問を行い、耐震化啓発に努めます。

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表

分野（3）高齢者

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
安心して暮らせる生活環境の整備	家庭における防火対応の促進	・女性消防団員や関係機関と協力し、ひとり暮らしの高齢者宅などを訪問し、防火点検を実施します。	継続	通期	消防本部	火災予防運動期間中にガス組合、電力事業所等と協力し、一人暮らしの高齢者家庭を訪問して防火診断を行うとともに、住宅用火災警報器設置の啓発、設置場所の確認や点検を行いました。（計8回66世帯訪問）	設置から10年以上経過した住宅用火災警報器は、電池切れ等の可能性もあるため、設置だけではなく、点検や維持管理について更に啓発する必要があります。	拡大	住宅用火災警報器の設置及び維持管理について、現在行っている啓発活動を継続して実施するとともに、新たな啓発活動を検討します。
		・住宅用火災警報器の必要性について説明し、未設置や電池切れの場合は購入を促します。また、警報器などの購入後、機器の取り付けや電池交換の手助けを行います。							
		・防火などの配慮が必要なひとり暮らしの高齢者に対し、電磁調理器を給付します。	継続	通期	高齢福祉課	給付申請は、ありませんでした。	電磁調理器が普及し、制度に対する需要がないと考えられます。	縮小	過去5年、実績はありません。電磁調理器の普及によると考えられます。現在予算も計上していないことから、今後廃止していきます。

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表

分野（3）高齢者

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
安心して暮らせる生活環境の整備	判断能力が不十分な人への支援	・高齢者の権利擁護に関する相談や、判断能力が不十分な高齢者に対し、成年後見制度の活用への支援を行います。	継続	通期	高齢福祉課	瑞浪南部・北部地域包括支援センターと連携を図り、判断能力が不十分な高齢者に対し、成年後見制度の利用促進を図っています。（市長申立件数：H28:3件 H29:2件 H30:4件）	認知症高齢者等の増加により判断能力が低い一人暮らし高齢者等が増加傾向にあります。高齢者の権利擁護のため、今後も成年後見制度の利用支援を行います。	継続	認知症高齢者等、判断能力が低い高齢者に対し、成年後見制度の活用を促進します。また、身寄りがなく申立人がいない高齢者のために市長申立を行います。
		・成年後見人の選任の際、身寄りがなく申し立て人がいない高齢者のために市長申し立てを行います。							
	・成年被後見人について、適切な名簿管理、印鑑証明書の発行停止など、速やかな措置を取ります。	継続	通期	市民課	成年被後見人の名簿管理を適切に行いました。R2.3月に印鑑条例を改正し、成年被後見人の一律的な権利制限を見直し権利の回復を図りました。	成年被後見人となった方の印鑑登録は抹消しますが、法務局や本籍地の役場から後見登記事項通知が速やかに届かない場合、抹消前に証明書を発行してしまう懸念があります。	継続	適切な名簿管理を行うとともに、後見登記事項通知受理後の速やかな処理や成年被後見人による印鑑登録申請について適正に対処します。	

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表

分野（3）高齢者

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
安心して暮らせる生活環境の整備	緊急時の対応強化	・健康に不安を持つひとり暮らし高齢者に対し、非常ボタンを押すだけで消防署に連絡が入る緊急通報装置の貸出などを行います。	継続	通期	高齢福祉課	健康に不安を持つ一人暮らし高齢者に対し緊急通報装置の貸し出しを行いました。 (取付台数実績 H28:29台 H29:17台 H30:20台)	今後もひとり暮らし高齢者が増加が見込まれるため、民生委員・児童委員と連携を図り適切に設置する必要があります。	継続	健康状態に不安を持つ一人暮らし高齢者等が安心して暮らせるよう、緊急通報装置の貸し出しを行います。
		・地震や火事などの災害時に、一人での避難が困難な要配慮者を支援するため、「避難行動要支援者名簿」を作成するなど、自治会（自主防災組織）や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域住民などと連携した支援体制の整備に努めます。	新規	通期	社会福祉課	「避難行動要支援者名簿」を作成し、自治会区長や民生委員・児童委員との連携に努めています。	災害時に自治会（自主防災組織）や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域住民などと連携し「避難行動要支援者名簿」の活用し避難方法等について考えていきます。	継続	「避難行動要支援者名簿」を整備し、自治会（自主防災組織）や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域住民などと連携した支援体制の構築に努めます。
	高齢者を狙った犯罪や消費生活に関するトラブルにおける対策強化	・地域ぐるみの見守り活動として、関係機関（警察、防犯協会など）と連携し、高齢者の家庭訪問を行います。また、高齢者団体向けの防犯講話などを行います。	拡充	通期	生活安全課	関係機関と連携して、各地区を順番に「まめやかな訪問（高齢者世帯訪問）」実施しています。また、高齢者教室の際に警察などの関係機関による防犯講話も行っています。 まめやかな訪問 H28:586人 H29:435人 H30:320人 R1:233人 高齢者教室 H28:1304 H29:956 H30:854 R1:1102	日々犯罪の手口は変化しているため、新たな手口が発生した際は随時情報を更新して発信していく必要があります。	継続	関係機関と連携して、各地区を順番に「まめやかな訪問（高齢者世帯訪問）」を実施します。また、高齢者教室の際に警察などの関係機関による防犯講話も行います。

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表

分野（3）高齢者

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと					事業報告・評価など				
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業 期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
安心して暮らせる生活環境の整備	高齢者を狙った犯罪や消費生活に関するトラブルにおける対策強化	・消費生活トラブルの未然防止に向け、広報などを活用した注意喚起や消費生活講座などを実施します。	拡充	通期	生活安全課	・広域行政事務組合の消費生活専門相談員による巡回相談（火10-16時）を行いました。（H24年10月～） ・本庁・各公民館への啓発用パンフレットスタンドの設置や、広報・市HP、啓発物品等で窓口の周知を行っています。また、毎月広報への記事掲載、ロビー電光掲示板を活用しての注意喚起を実施しています。 ・寿大学等を対象に講座を実施（H28:1回27人、H29:2回32人、H30:3回54人、R1:3回113人）しています。	「188」（消費者ホットライン）や広域行政事務組合消費生活相談員による巡回相談、市相談員による対応により、市民の消費生活トラブルの解決に貢献しています。高齢者への消費者トラブルへの注意喚起を促すため、消費生活講座の開催数の増加等が課題です。	継続	・相談窓口の周知に努め、相談者への支援を行います。 ・被害の未然防止に向けた講座開催や、啓発等を実施します。
		・市民相談室や消費生活相談窓口の充実と周知に努め、問題解決に向けた支援を行います。							

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表

分野（3）高齢者

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと					事業報告・評価など				
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業 期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
高齢者にやさしいまちづくりの推進	ユニバーサルデザインのまちづくり	・公共施設・歩道・広場の段差解消、休憩施設（ベンチなど）の設置など、バリアフリー事業を行い、適切な維持管理に努めます。	継続	通期	都市計画課 総務課 各施設の管理者	(都市計画課) 狭間川公園の再整備では、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、公園出入口の段差解消や多目的トイレの設置など行いました。また、一部の都市公園のベンチの修繕等を行い、利用しやすい施設整備に努めました。	(都市計画課) 都市公園内については、施設のバリアフリー化が進んでない箇所があります。	継続	(都市計画課) 施設更新時には、ユニバーサルデザインについて検討を行います。
						(総務課) 平成29年度に実施した本庁舎耐震工事において、正面玄関前キャノピー下及び夜間出入口の段差を解消しました。	本庁舎のバリアフリー化を少し進めることができました。他の所管施設についても誰もが利用しやすい施設となるよう点検し、必要に応じて改修工事を行います。	継続	本庁舎の改修工事（内部）が予定されているので、ユニバーサルデザインを考慮した施設となるよう設計施工します。
						(社会教育課) 施設は既にバリアフリー化されており、破損したスロープの修繕を迅速に行う等、適正な維持管理に努めました。	多目的トイレのドアが重く開閉が困難等、利用者が使いにくい状態のバリアフリー設備があります。	継続	施設内バリアフリー設備等に不具合等がないか適宜確認し、必要に応じ改修・修繕を行い、引き続き適正な維持管理を続けていきます。

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表

分野（3）高齢者

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと					事業報告・評価など				
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業 期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
高齢者にやさしいまちづくりの推進	ユニバーサルデザインのまちづくり	・公共施設・歩道・広場の段差解消、休憩施設（ベンチなど）の設置など、バリアフリー事業を行い、適切な維持管理に努めます。	継続	通期	都市計画課 総務課 各施設の管理者	(スポーツ文化課) H30年度に市民競技場に多目的トイレを設置しました。	化石博物館と陶磁資料館は、未だバリアフリーに対応していません。	継続	文化施設再編計画と市民体育館大規模改修計画の中で、時代に合ったバリアフリーの導入を目指します。
						(稲津コミュニティ) 施設内外に休憩用のベンチを設置し、和室以外の部屋の段差を解消して、高齢者が利用しやすい施設となるよう維持管理に努めています。 令和元年実施の駐車場修繕工事の際には、駐車スペースを広げて整備し、高齢者が利用しやすいよう配慮しました。	公民館内の各部屋やロビー等、高齢者の皆さんに施設を安全に利用していただきました。	継続	今後も適切な維持管理に努めます。
						(陶コミュニティ) R1.10月～「ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度」開始に伴い、県から提供を受けた三角コーンを設置し、プラスワンスペースを整備しました。	設置直後に自動車接触によると思われる破損があった為、日頃から設置状態の確認が必要です。	継続	今後も施設の適切な維持管理に努めます。
						(日吉コミュニティ) 令和元年度に障害のある方等用の専用駐車スペースを作りました。	今後も誰もが利用しやすい施設とするよう維持管理に努めます。	継続	今後も施設の適切な維持管理に努めます。

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表

分野（3）高齢者

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
高齢者にやさしいまちづくりの推進	ユニバーサルデザインのまちづくり	・公共施設・歩道・広場の段差解消、休憩施設（ベンチなど）の設置など、バリアフリー事業を行い、適切な維持管理に努めます。	継続	通期	都市計画課 総務課 各施設の管理者	(釜戸公民館) H29年度に男女トイレ・多目的トイレの洋式便器に洗浄便座を設置しました。 (大湫公民館)H29年度に講堂に手摺付の昇降用階段を設置しました。	(釜戸・大湫公民館) 施設のいたるところに経年劣化が見られるため、バリアフリー化を進めるとともに施設の改修も検討する必要があります。	継続	(釜戸公民館) 今後も施設の適切な維持管理に努めます。
		・「市民公園文化施設再整備計画」に基づき、高齢者を含む全ての人にやさしい施設づくりを目指します。手すりの設置や多目的トイレの導入を検討します。	継続	通期	都市計画課	市民公園内の2ヶ所のトイレには、多目的トイレの設置が完了しています。また、一部スロープには手すりを設置しています。	現行施設の維持管理を定期的に行い、清潔感のあるトイレを維持します。	縮小	既存施設の維持管理を重点的に行います。



◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表

分野（４）障がい者

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
理解と交流の促進	障がいのある子どもとの交流教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常学級と特別支援学級との交流を積極的に進めるとともに、特別支援学校に在籍する子どもの居住地交流を行います。</li> <li>・市内全ての学校が「福祉協力校」として、社会福祉協議会と連携を取りながら、障がい者に対する理解、社会的支援や介護・福祉などの課題に関する理解を深めるための啓発活動を行います。</li> </ul>	継続	通期	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての特別支援学級の教育課程に交流、共同学習の目標を位置付け、通常学級との交流を積極的に進めています。また居住地校交流やデイキャンプを実施し、特別支援学校の子どもの交流を行いました。</li> <li>・市内のすべての学校が、福祉協力校として、福祉や障がい者に対する理解を深める活動を行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある子どもとの関わりを意図的に位置付け、互いを尊重する精神をいっそう養っていきます。</li> <li>・福祉協力校の取組に積極的に参加し続けます。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある子どもとの交流の場を設定し、交流活動の充実を図っていきます。</li> <li>・市内全ての学校が福祉協力校として、瑞浪市社会福祉協議会と連携を取りながら、福祉や障がい者に対する理解をさらに深めていきます。</li> </ul>
	特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある子ども一人ひとりの個別指導計画を作成し、障がいの特性に応じて一貫した指導の工夫・改善を図ります。</li> <li>・LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などの発達障がい適切に対応できるよう、必要に応じて専門家の派遣や教員に対する研修などを実施します。</li> </ul>	拡充	通期	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門機関との連携や研修を通して、子ども理解と指導改善に努め、個別の教育支援計画と個別の指導計画をもとに、計画的・継続的に指導を積み重ねました。</li> </ul>	より一層教職員の研修を行い、個に応じた指導援助を充実させていく必要があります。	継続	引き続き障がいのある子どもとの交流を進めます。今後も個別の教育支援計画の作成と見届けを行っていきます。また、教員対象の研修会の回数も増やします。

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表

分野（４）障がい者

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
理解と交流の促進	教育のユニバーサルデザイン化に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校において、発達障がいのある子どもを含めた全ての子どもにとってわかりやすく、楽しい授業をつくる「授業のユニバーサルデザイン化」を進めています。</li> <li>・「インクルーシブ教育」の観点から、障がいのあるなしにかかわらず、全ての子ども達が共に学ぶことを大切にしています。</li> </ul>	新規	通期	学校教育課	どの子にとってもわかりやすい授業づくりに努めることができました。	授業のユニバーサルデザイン化やインクルーシブ教育を推進していくために、教員研修を充実させていく必要があります。	継続	障がいのあるなしにかかわらず、すべての子どもが共に学ぶための合理的配慮や、保護者との合意形成を丁寧に図って行きます。
	交流事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい福祉サービス事業所などが行う地域交流事業について、PRと参加促進を支援します。</li> </ul>	継続	通期	社会福祉課	ポスター掲示により参加促進を支援しました。	障がいに対する理解が深まり、共生意識が定着するよう、交流の機会の増加を図る必要があります。	継続	障がい福祉サービス事業所などが行う地域交流事業のPRを支援し、共生意識の醸成につながる機会を確保します。
地域生活への支援の充実	判断能力が不十分な人への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後見制度がこれまで以上に身近になるように制度を広く周知していきます。</li> </ul>	継続	通期	社会福祉課	成年後見制度運営業務（相談・申立手続支援・啓発等）を委託により実施しました。広報掲載により制度周知を図りました。障がい者で市長申立に至る事例はありませんでした。	制度の利用促進を図るため、国は自治体に対し令和3年度末までに中核機関を設置するよう示しています。	継続	成年後見制度の継続的な周知を行い、利用促進を図ります。本人・親族による申立が困難な場合は市長申立を行います。中核機関設置に向け東濃5市での協議を継続します。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・後見人の選任の際、身寄りがなく、申し立て人がいない障がい者のために市長申し立てを行います。</li> </ul>							
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年被後見人について、適切な名簿管理、印鑑証明書の発行停止など、速やかな措置を取ります。</li> </ul>	継続	通期	市民課	成年被後見人の名簿管理を適切に行いました。R2.3月に印鑑条例を改正し、成年被後見人の一律的な権利制限を見直し権利の回復を図りました。	成年被後見人となった方の印鑑登録は抹消しますが、法務局や本籍地の役場から後見登記事項通知が速やかに届かない場合、抹消前に証明書を発行してしまう懸念があります。	継続	適切な名簿管理を行うとともに、後見登記事項通知受理後の速やかな処理や成年被後見人による印鑑登録申請について適正に対処します。	

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表

分野（４）障がい者

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
地域生活への支援の充実	相談窓口の充実	・住み慣れた地域の中で安心して生活できるよう、障害の程度、種類に即したサービスの提供ができるよう各機関と連携して一人ひとりのニーズに応じた相談体制の充実を図ります。	継続	通期	社会福祉課	市窓口や指定相談日の他、各支援機関や相談員等、窓口となる場は多くあります。把握した情報を途切れさせることなく、適切な機関につなぎ、連携・協働しながら対応しました。平成31年4月、東濃基幹相談支援センター稼働により相談支援体制を強化しました。	最初に情報をキャッチした機関等が事例を抱え込むことなく、すみやかに適切な機関と連携・協働して対応できる体制が必要です。各関係機関が相談支援の流れについて共通認識を持つことができるよう、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実を図ります。	継続	来談につながるよう、身近な相談窓口の周知を図ります。相談内容が複合化・重層化する中、各相談窓口が円滑に連携・協働しながら対応できるよう、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の機能を強化します。
	地域生活支援の充実	・日常生活用具の給付、移動支援、コミュニケーション支援、運転免許取得や自動車改造に対する助成など、障がい者が地域生活をしていく上で必要な支援を行います。	継続	通期	社会福祉課	申請に基づき各種給付を行いました。	制度の対象者・条件等がニーズに合致しているか検証する必要があります。	継続	日常生活用具給付や移動支援等の各種制度について周知を図るとともに、制度がニーズに合致しているかを検証しながら、よりよい制度となるよう努めます。
	訪問サービスの充実	・身体介護、家事援助、通院介助などの居宅介護サービスにより、在宅の障がい者が地域で生活していくための支援を行います。また、サービス内容の見直しや改善に努めます。	継続	通期	社会福祉課	本人・家族からの聞き取りや相談支援事業所との情報共有により、心身状況・生活状況等を勘案しながら支給決定しました。	ボランティアやインフォーマル資源の活用が有用な場合もあるため情報収集が必要です。介護保険との併用事例も増え、連携が必要です。	継続	居宅介護・同行援護等の訪問系障害福祉サービスについて、心身状況や生活状況等を勘案しながら、適切に支給決定します。
	住宅環境の改善（助成制度）の促進	・手帳取得時などに、住宅改善が必要と思われる人に対して、住宅改善助成制度の周知を行い、居宅生活の支援を行います。	継続	通期	社会福祉課	極少数で推移していた申請件数が令和元年度に急増したため、申請時にすみやかに対応できるよう予算措置を行いました。	介護保険・日常生活用具との併用事例が増えており、他法適用との関連性に留意する必要があります。	継続	制度の周知を行うとともに、申請時には丁寧な聞き取りにより改修内容を確認し、居宅生活の利便性が向上するよう支援します。

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表  
分野（４）障がい者

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
雇用・就労の支援と社会参加の促進	ハローワークなど、労働関係機関との連携や相談機能の充実	・ハローワークや雇用開発協会などの関係機関と連携して、説明会などを実施し、情報提供を行います。	継続	通期	商工課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東農可児雇用開発協会、東農三市、可児市、御嵩町と合同企業説明会を開催し、就職の機会を提供しました。</li> <li>・誘致企業の人事担当者と市内障がい者施設、ハローワーク、行政とで、「障がい者雇用に関する情報交換会」を行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会や相談会は専門的な知識を要するため、関係機関と連携を図り、今後も継続して開催していくことが効果的と思われます。</li> <li>・誘致した企業に対しても障がい者の雇用に関する情報を提供していくことが効果的と思われます。</li> </ul>	継続	引き続き関係機関と連携して説明会を実施するなど、情報提供をします。就労の場を支援するため、企業への情報提供および支援啓発を行います。
		・働く意思のある障がい者の就労を支援するため、情報提供や企業に対する啓発を行います。							
			・東濃圏域障がい者就労・生活支援センターと連携し、障がいのある人が一人でも多く、就労できるように支援していきます。	継続	通期	社会福祉課	平成30年度開始の新サービス・就労定着支援について、複数人に対して支給決定し、モニタリング等の報告により円滑な支援を確認しました。	雇用促進・就労定着に向けては、企業・障がい者・支援者が同じ理念と方向性を持ち、連携・協働していく必要があります。社会全体での取り組みが必要です。	継続
	福祉的就労の場の確保	・事業所と協力し、就労の場の確保に向けて努力します。	拡充	通期	社会福祉課	就労系事業所が企業側の意識改善や就職先・実習先確保の方策を求めていることを確認しました。	就労先・実習先確保に向け、雇用側と働く側がお互いに知り、理解を深める機会が必要です。	継続	身近な地域での就労先・実習先の確保に向け、雇用側と障がい者がお互いに理解を深めることができるよう、企業等と就労系事業所との連携を支援します。

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表

分野（４）障がい者

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
雇用・就労の支援と社会参加の促進	障がい者の積極的な雇用	・市職員として、障がい者を幅広く計画的に採用し、障害者雇用率の達成・維持を図ります。	継続	通期	秘書課	直近の障害者雇用率は、3.12%と法定雇用率を大きく上回ることができました。今後も計画的な採用を行っていきます。	引き続き計画的な採用を行っていきます。	継続	引き続き、計画的な採用を行います。法定雇用率を上回ることを目標とするのみならず、障害者の方が働きやすい環境の整備も行っていききたいと思います。
	障がい者の社会参加への支援	・異なる障がいを持つ人との交流の機会を提供することで、障がい者の社会参加を促進するため、身体障害者福祉協会の活動を支援します。また、加入者増加のための取り組みに協力します。 ・障がいのある人の社会参加につながるような事業の実施や開催の支援を行います。（スポーツ大会、バリアフリー旅行、買物・宿泊体験、いきいきサロン、障がい者カフェなど）	継続	通期	社会福祉課	交付金交付により協会の活動を支援しました。協会主催スポーツ大会の開催支援を行いました。身体障害者手帳交付時に協会チラシを配布し、加入促進を図りました。	協会加入者の高齢化・会員数減少に伴い参加者が減少する中、行政の支援方法を検討していく必要があります。	継続	社会参加・共生社会実現に向けた身体障害者福祉協会の活動を支援します。関係部署と連携し、障がい者が文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動に参加しやすい環境づくりをめざします。

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表

分野（４）障がい者

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
障がい者にやさしいまちづくりの推進	ユニバーサルデザインのまちづくり	・公共施設・歩道・広場の段差解消、休憩施設（ベンチなど）や点字誘導ブロックの設置など、バリアフリー事業を行い、適切な維持管理に努めます。	継続	通期	都市計画課 総務課 各施設の管理者	(都市計画課) ・狭間川公園の再整備では、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、公園出入口の段差解消や多目的トイレの設置など行いました。また、一部の都市公園のベンチの修繕等を行い、利用しやすい施設整備に努めました。 ・市営駐車場に身障者用駐車マスを整備しました。	都市公園内については、施設のバリアフリー化が進んでない箇所があります。	継続	施設更新時には、ユニバーサルデザインについて検討を行います。
						(総務課) 平成29年度に実施した本庁舎耐震工事において、正面玄関前キャンピー下及び夜間出入口の段差を解消しました。	本庁舎のバリアフリー化を少し進めることができました。他の所管施設についても誰もが利用しやすい施設となるよう点検し、必要に応じて改修工事を行います。	継続	本庁舎の改修工事（内部）が予定されているので、ユニバーサルデザインを考慮した施設となるよう設計施工します。
						(社会教育課) 施設は既にバリアフリー化されており、破損したスロープの修繕を迅速に行う等、適正な維持管理に努めました。	多目的トイレのドアが重く開閉が困難等、利用者が使いにくい状態のバリアフリー設備があります。	継続	施設内バリアフリー設備等に不具合等がないか適宜確認し、必要に応じ改修・修繕を行い、引き続き適正な維持管理を続けていきます。
						(スポーツ文化課) H30年度に市民競技場に多目的トイレを設置しました。	化石博物館と陶磁資料館は、未だバリアフリーに対応していません。	継続	文化施設再編計画と市民体育館大規模改修計画の中で、時代に合ったバリアフリーの導入を目指します。

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表  
分野（４）障がい者

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業 期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
障がい者にやさしいまちづくりの推進	ユニバーサルデザインのまちづくり	・公共施設・歩道・広場の段差解消、休憩施設（ベンチなど）や点字誘導ブロックの設置など、バリアフリー事業を行い、適切な維持管理に努めます。	継続	通期	都市計画課 総務課 各施設の管理者	(稲津コミュニティ) 施設内外に休憩用のベンチを設置し、和室以外の部屋の段差を解消して、高齢者が利用しやすい施設となるよう維持管理に努めています。 令和元年実施の駐車場修繕工事の際には、駐車スペースを広げて整備し、障がい者が利用しやすいよう配慮しました。	公民館内の各部屋やロビー等、障がい者の皆さんに施設を安全に利用していただきました。	継続	今後も適切な維持管理に努めます。
						(陶コミュニティ) R1.10月～「ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度」開始に伴い、県から提供を受けた三角コーンを設置し、プラスワンスペースを整備しました。	設置直後に自動車接触によると思われる破損があった為、日頃から設置状態の確認が必要です。	継続	今後も施設の適切な維持管理に努めます。
						(日吉コミュニティ) 令和元年度に障害のある方専用の専用駐車スペースを作りました。	今後も誰もが利用しやすい施設とするよう維持管理に努めます。	継続	今後も施設の適切な維持管理に努めます。

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表  
分野（４）障がい者

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
障がい者にやさしいまちづくりの推進	ユニバーサルデザインのまちづくり	・公共施設・歩道・広場の段差解消、休憩施設（ベンチなど）や点字誘導ブロックの設置など、バリアフリー事業を行い、適切な維持管理に努めます。	継続	通期	都市計画課 総務課 各施設の管理者	(釜戸公民館)H29年度に男女トイレ・多目的トイレの洋式便器に洗浄便座を設置しました。 (大湫公民館)H29年度に講堂に手摺付の昇降用階段を設置しました。	(釜戸・大湫公民館)施設のいたるところに経年劣化が見られるため、バリアフリー化を進めるとともに施設の改修も検討する必要があります。	継続	(釜戸公民館)今後も施設の適切な維持管理に努めます。
		・「市民公園文化施設再整備計画」に基づき、障がい者を含む全ての人にやさしい施設づくりを目指します。手すりの設置や多目的トイレの導入を検討します。	継続	通期	都市計画課 各施設の管理者	(都市計画課) 市民公園内の2ヶ所のトイレには、多目的トイレの設置が完了しています。また、一部スロープには手すりを設置しています。	現行施設の維持管理を定期的に行い、清潔感のあるトイレを維持します。	縮小	既存施設の維持管理を重点的にを行います。
			継続	通期	都市計画課 各施設の管理者	(スポーツ文化課) H30年度に市民競技場に多目的トイレを設置しました。	化石博物館と陶磁資料館は、未だバリアフリーに対応していません。	継続	文化施設再編計画と市民体育館大規模改修計画の中で、時代に合ったバリアフリーの導入を目指します。
					都市計画課 各施設の管理者	(釜戸公民館)H29年度に男女トイレ・多目的トイレの洋式便器に洗浄便座を設置しました。 (大湫公民館)H29年度に講堂に手摺付の昇降用階段を設置しました。	(釜戸・大湫公民館)施設のいたるところに経年劣化が見られるため、バリアフリー化を進めるとともに施設の改修も検討する必要があります。	継続	(釜戸公民館)今後も施設の適切な維持管理に努めます。



◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表

分野（４）障がい者

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
障がい者の家族への支援	障がい者の家族への支援の充実	・短期入所サービスや日中一時支援事業などを行うことにより、介護者に休息の機会を提供し、負担の軽減を図ります。	継続	通期	社会福祉課	申請に基づき、状況を勘案しながら支給決定しました。短期入所は、実際に利用につながっていない保険的支給決定も多く見受けられます。	利用実態・受入体制の検証を行う必要があります。短期入所は事業所の受入可能数に限りがあることも課題です。	継続	障がい者の家族の負担軽減と休息を図るため、短期入所サービスや日中一時支援事業を行う事業所の確保と利用促進に努めます。
		・障がい者の家族の不安解消や介護負担軽減のため、生活相談やサービス活用などの相談支援を行います。また、相談しやすい体制づくりをし、早期の対応ができるように努めます。	継続	通期	社会福祉課	相談支援専門員によるモニタリングや市役所手続き時等の機会をとらえ、家族の健康状態等を確認しました。	相談支援専門員の質の向上と人員確保が課題です。		相談支援事業所と連携しながら、相談しやすい体制づくりをし、早期の対応ができるように努めます。

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表  
分野（５）同和問題

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
同和問題の正しい理解と対応	児童・生徒の実践的態度の育成	・付けたい3つの力である「認識力」「自己啓発力」「行動力」を高める「学校教育計画」、「人権教育全体計画」を作成します。	継続	通期	学校教育課	・3つの力を高める「人権教育全体計画」の作成を継続しています。 ・「人権教育全体計画」をもとにして実践を積み上げています。 ・人権書道や標語、ひびきあい活動を通して、人権感覚を啓発する取組を続けています。	人権教育の観点から授業参観をしたり、訪問をしたりして、人権教育の推進を図っていきます。	継続	・付けたい3つの力である「認識力」「自己啓発力」「行動力」を高める「学校教育計画」、「人権教育全体計画」を作成します。 ・「人権教育全体計画」を基に、付けたい3つの力から継続的な実践の積み上げを行います。 ・学校の中だけでなく、家庭・地域と連携しながら児童生徒を育成していくための啓発や取り組みを進めます。
		・学校の中だけでなく、家庭・地域と連携しながら児童生徒を育成していくための啓発や取り組みを進めます。							
	「ひびきあいの日」の取り組みの充実	・各園、各学校における「ひびきあいの日」の取り組みを、家庭や地域と連携しながら、子どもたちがより主体的に取り組むことができるように工夫・改善します。また、学校報や授業参観日における公開などを通して、家庭や地域に取り組みのよさを発信していきます。	継続	通期	学校教育課	多くの学校や園がひびきあい活動に取り組み、ひびきあい賞を多く受賞しています。3年連続で人権文化あふれる学校賞(稲津小・瑞浪中・釜戸小・陶幼・一色幼)を受賞しました。	他校の取り組みのよさを取り入れながら継続します。	継続	各学校・園の「ひびきあいの活動」を紹介し、家庭・地域とのさまざまな連携のあり方を交流します。

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表

分野（５）同和問題

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
同和問題の正しい理解と対応	教職員研修の充実・指導力の向上	・人権教育幹部（管理職・人権教育主任）研修会、人権教育教員研修会で学んだことを校内伝達し、学びあいます。また、研修計画に基づき、各校において人権教育推進研修会を実施します。	継続	通期	学校教育課	・東濃教育事務所の人権幹部研修会（校長・教頭）、人権主任研修会、人権教育教員研修会を通して、各校の取り組みを意図的・継続的にできるようにしています。 ・研修会で受けた内容について伝達し、それを活かした授業を実践しています。	教員研修を通して教職員や子ども達の人権感覚を高めていきます。	継続	人権教育幹部研修会、人権教育教員研修会の校内伝達を確実にいきます。また、校内人権教育推進研修会を教職員研修計画に基づき、実施します。
		・人権教育の観点を明確にした授業実践を行います。							
雇用の安定向上	本人の能力に関係のない就職差別をしないための企業などへの啓発	・関係機関と連携してチラシ・パンフレットを配布し、啓発活動を行います。	継続	通期	商工課	商工会議所と連携してチラシ・パンフレットを配布し、啓発活動を行いました。	啓発活動は効果が出るまでに時間を要するため継続する必要があります。	継続	関係機関と連携してパンフレットを配布し、啓発活動を行います。
		・同和問題に起因する就職差別について相談があった場合は、速やかに専門機関に取り次ぎます。							
啓発の推進	同和問題に関する正しい知識の普及	・市民図書館において、資料の収集と提供に努めます。	継続	通期	社会教育課（市民図書館）	各年度資料の収集に努め、現在54冊の資料を所蔵し、提供しています。	市民の同和問題に関する関心を高める取り組みが必要です。	継続	市民図書館において、資料の収集、提供に努めます。
		・啓発資料の配布などで学習の機会を設けたり、学習のプログラムとして提案します。							
		・人権啓発講演会の開催や学校などへの啓発冊子の配布などを通して、正しい知識の普及に努めます。							
			継続	通期	生活安全課	毎年、人権啓発用冊子を全小学5年生に配布し、正しい知識の普及に努めました。	継続して正しい知識の普及に努めていく必要があります。	継続	同和問題も含め、人権全般に関する啓発を行います。

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表  
 分野（５）同和問題

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
「えせ同和行為」の排除	正しい知識の普及と学習機会の充実	・市職員が正しい知識を身に付けるよう国や県が実施する研修などに参加します。	継続	通期	生活安全課	・市職員向け学習会(講師：藤田敬一氏)を29年度に1回開催し、48人が受講しました。 ・令和元年度に東濃5市による東濃地区同和問題啓発協議会を設立し、協議会が開催する担当職員研修に参加しました。	相談や問合せ等があった場合に専門相談機関への適切な取り次ぎなどができるよう、県が実施している行政向けの研修等に参加することや、市民へ正しい知識を伝えるため、広報や市HP等による啓発活動が重要だと考えます。	継続	行政職員が正しい知識を身に付けるよう国や県が実施する研修などに参加します。また、国や県等からの情報収集に努めるとともに、広報、市HP等を使い市民へ正しい知識の啓発に努めます。
		・広報、市ホームページなどを活用して、啓発に努めます。				H28.12の「部落差別解消推進法」施行を受け、推進法や同和問題解決に関する記事を広報、市HPに掲載し、啓発に努めました。			

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表

分野（6）外国人

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
国際理解・交流の推進	国際交流事業、多文化交流事業の実施	・日本の伝統文化や外国の文化に触れる機会として、大人・子どもを対象とした事業を企画します。	継続	通期	社会教育課 (市民図書館)	各年度資料の収集に努め、現在215冊の資料を所蔵し、提供しています。	市内に国際交流協会がなく、市民の異文化に対する学習ニーズや、外国籍の方々の学習ニーズの把握が困難です。	継続	・各ニーズを把握する方法を検討します。 ・引き続き市民図書館において、資料の収集、提供に努めます。
		・市民図書館において、異文化理解に関する資料の収集と提供に努めます。							
外国人児童生徒への教育体制の充実	外国人児童生徒の理解と支援	・外国人児童生徒に対する学校生活への適応指導や日本語指導を行う学校への支援を図るため、外国人児童生徒適応指導員を支援を必要とする学校に効果的に配置します。	継続	通期	学校教育課	・3名の適応指導員の配置をしています。日本語の支援のみならず、生活習慣や日本の文化理解等についての支援も行っています。 ・日本語指導教員を配置し、特別な教育課程を編成して指導を計画的に行っています。 ・「翻訳機（ポケトーク）」を配付し、子ども同士、子どもと教員、教員と保護者とのコミュニケーションを十分に図りながら適切に支援を行っています。	適応指導員の拡充と共に、外国人児童生徒の増加に対応する機関を設置する必要があります。	継続	・学校生活への適応指導や日本語指導の支援を図るため、外国人児童生徒の在籍する学校に外国人児童生徒適応指導員、学業支援員を配置します。 ・保護者との連携を丁寧に行いながら、子どもの就学支援を含め、関係機関との連携のもと、生活全般についてもきめ細やかな支援を行います。
		・日本語指導非常勤講師の指導力向上のため、研修を行います。							
		・日本の教育システムや就学の手続きなどが理解できるように、保護者と積極的にコミュニケーションをとり、関係機関との連携の下、きめ細かく支援をしていきます。							

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表  
分野（6）外国人

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
外国人への生活支援の充実	手続きなどにおける多言語による表記の推進	・今後予定される市民課の所管にかかる新たな制度の多言語による広報や各種行政サービス（教育、医療、ごみの出し方など）の案内などの充実を図ります。	継続	通期	市民課 関係各課	(市民課) 3か国語（英語・ポルトガル語・中国語）による住民異動届書、諸証明申請書及び英語・ポルトガル語による委任状を作成し窓口を設置しています。 ・外国人のための防災ガイドブック（上記3か国語の他ベトナム語・ハングル）、外国人相談センター（上記3か国語の他タガログ語・ベトナム語）、行政通訳サービス（上記3か国語の他タガログ語）等のパンフレットを窓口を設置し供覧に付しています。	言葉の壁による理解不足の解消と各種届出等における利便性の向上をはかり、窓口での手続きをスムーズに行うことが可能になっています。	継続	今後予定される市民課所管にかかる新たな制度の多言語による案内等の充実を図ります。
						(社会教育課) 県等から多言語に関する情報を集め、関係部署に情報を提供し、外国人向けの行政サービスの補助に努めました。	市内の外国人がどの程度の補助を必要としているかの把握が困難です。	継続	引き続き情報収集・提供に努めます。
						(クリーンセンター) ごみの出し方について、英語、中国語で表記したパンフレットをホームページに載せています。	広く市民に周知するため、多言語対応で、容易に情報を得られるように発信していく必要があります。	継続	ごみの分別方法、出し方についてスマートフォンで確認できる多言語対応（日本語、英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語）のアプリを導入します。

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表  
分野（6）外国人

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業 期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
外国人への生活支援の充実	ホームページなどにおける多言語による表記の推進	・言語の違いにより、必要な行政情報、生活情報の取得に支障をきたすことがないよう、外国語対応ページの更新、新規作成を各課に依頼し、情報発信に努めます。	継続	通期	企画政策課	・日本語以外に中国語、英語、ポルトガル語でのページを作成しています。 ・令和2年度からの新ホームページでは、既存の3か国語のほか、韓国語とスペイン語にも翻訳できるようにします。	外国人の転入等が増えている中、市ホームページにおいても外国語対応ページを充実させる必要があります。より多くの情報発信が必要となります。	継続	新ホームページでは民間の自動翻訳サービスを利用して英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語に翻訳します。外国人に必要な行政情報、生活情報の取得に支障をきたすことがないよう、わかりやすい情報発信に努めます。

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表  
分野（7）その他

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
ホームレスなどに対する人権課題	ホームレスなどの実情把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>瑞浪警部交番、駅、コミュニティーセンターなど、関係機関と連携して状況把握に努めます。</li> <li>地域と連携して保護に努めるとともに、地域の理解と協力を得るための啓発活動を行います。</li> </ul>	継続	通期	社会福祉課	<p>瑞浪交番、各コミュニティーセンター等と連携してホームレスの実情把握に努めています。令和2年1月1日現在、市内にホームレスは確認していません。広報等での啓発は行っていませんが、民生委員など地域と連携し、保護に努めています。</p>	実情を把握できても、ホームレスに対応した施設等がなく、支援方法が課題です。	継続	関係機関と連携して実情把握に努めます。
	ホームレスなどに対する生活支援・救済	<ul style="list-style-type: none"> <li>実情に即した支援を検討していきます。</li> </ul>	継続	通期	社会福祉課	<p>現在ホームレスを確認できていませんが、発見した際は早急に実情に即した、具体的な生活支援等を検討しています。</p>	ホームレスに対応した施設等がなく、住居を確保できない場合は、生活保護に結びつかず、入院中は保護できても退院後の行き先の確保に苦慮しています。	継続	実情に即した支援を検討していきます。
アイヌの人々に対する人権課題	アイヌの人々への理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民図書館において、資料の収集と提供に努めます。</li> </ul>	継続	通期	社会教育課 (市民図書館)	<p>各年度資料の収集に努め、現在99冊の資料を所蔵し、提供しています。</p>	市民のアイヌの人々に対する関心を高める取り組みが必要です。	継続	引き続き市民図書館において資料の収集、提供に努めていきます。



◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表

分野（7）その他

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
保健・医療サービスに関する人権課題	H I Vやハンセン病に対する正しい知識の普及	・保健所と連携を図りながら、保健所の活動に合わせた知識の普及を実施します。	継続	通期	健康づくり課	市は必要に応じて周知等を実施しています。HIV感染は性行為感染症の一部としてパンフレットをロビーに設置しています。	県の活動に準ずることで、一貫した活動となると考えます。	継続	保健所と連携を図りながら、保健所の活動に合わせた知識の普及を実施します。
	保健サービスなどの充実	・誰にでも、健康に暮らす権利があり、その人らしく、健康で生きていくためには、早期からの疾病予防が必要です。早期からの生活習慣病予防を図るために、40歳代からの特定健診の受診率向上に努めます。また、若い世代の健康への意識付けを行うため、30歳代健診を行います。	継続	通期	健康づくり課	健康増進法に基づくがん検診の他、市単独で早期生活習慣病予防を目的として母親健康チェックと30歳代健診を実施し、若い年代からの生活習慣病予防のための意識づけを行っています。	生活習慣病予防は若い年代からの取り組みが重要です。	拡大	30歳以前の年齢者にも生活習慣病予防の意識づけを行います。
		・生活習慣病の早期発見のみでなく、重症化予防のための訪問活動など、市民一人ひとりに合わせた支援を行います。				特定健診や人間ドック等の結果に応じ個々に合わせた保健指導を行い、生活習慣病・重症化予防のための活動を行っています。	あらゆる機会をとらえて、生活習慣病や重症化予防に対する支援が必要です。		

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表  
分野（7）その他

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
保健・医療サービスに関する人権課題	保健サービスにおける人権確保	・健診時などにおけるプライバシーの確保に努めます。	継続	通期	健康づくり課	健診データなどは施錠できる保管庫に入れ、執務室にはセキュリティシステムがあります。がん検診等集団検診時にはついでを設置するなど、個人情報管理を徹底しています。また健康管理システムにより情報を活用しています。（顔認証システムで管理）	個人情報管理の徹底が必要です。	継続	個人情報の管理を継続して行っていきます。システムを有効に活用して、情報活用に努めます。
	性同一性障害・性的マイノリティの児童生徒に対する細やかな対応の実施	・教職員が児童生徒から相談を受けた場合は、まず悩みや不安をよく聞き、児童生徒の良き理解者となるよう努めるとともに、学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導と人権教育を推進します。  ・性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、保護者や医療機関などと連携しながら、児童生徒の心情などに配慮した対応に努めます。	新規	通期	学校教育課	教育相談コーディネータを設置し、適切に対応していく教育相談体制を整えています。 保健の授業で、正しい知識と適切な対応について指導するとともに、様々な場で一人で悩まず相談することの大切さを指導しています。定期的な悩みアンケートにおいて、悩みを書きやすい雰囲気づくりに心がけています。	いかなる差別もいじめも許されないことを全教育活動の中で指導徹底していきます。	継続	・学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導と人権教育を推進します。 ・関係機関と連携しながら、適切な対応に努めます。

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表  
分野（7）その他

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
情報に関する人権侵害	メディア・インターネットなどによる人権侵害の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報、市ホームページなどを活用し、啓発を行います。</li> <li>・市民相談室の整備と周知に努め、必要に応じて速やかに法務局など、専門相談機関への取り次ぎを行います。</li> </ul>	継続	通期	生活安全課	<p>広報や市HPに各種相談窓口を掲載し、毎月定期的に市民相談を開催しています。</p>	<p>相談内容が多様化しており、担当窓口への取次がスムーズに行い、相談者への負担を軽減することが重要です。</p>	継続	<p>広報や市HP等での啓発や、相談窓口の周知を行います。また、必要に応じて速やかに専門相談機関等への取り次ぎを行います。</p>
	子どもに対する情報教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権侵害の事例を認識し、情報モラルや個人情報など、各小中学校の情報教育に関する指導・実践の推進を図ります。</li> <li>・情報教育に関する指導・実践について、校長会、教頭会、教務主任会などを通して、市内で共通認識をもって取り組みます。</li> </ul>	継続	通期	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術家庭科・総合的な学習の時間等において、情報教育の推進を図りました。</li> <li>・全小中学校で情報モラルについて学習しています。またすべての「中学校半日入学」において、警察署生活安全課から、具体的な事例を通して危険性を学んでいます。</li> <li>・PTA行事等で保護者を交えた情報教育の研修を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報については、日々変化しています。確実に対応するために継続的に取り組んでいく必要があります。</li> <li>・様々な機関と相談連携しながら、研修に取り組んでいきます。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報モラル・個人情報等、情報教育に関する指導・実践の推進を図ります。</li> <li>・情報教育に関する指導・実践について、情報教育主任会等を通して、市内で共通認識をもって取り組んでいきます。</li> <li>・事例から人権侵害について認識し、各小中学校の情報教育に関する指導実践の交流を行います。</li> </ul>

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表

分野（7）その他

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
情報に関する人権侵害	悪質な情報への対処	・市ホームページの適正管理に努め、不適切な情報を発見した場合は、作成担当課に連絡し、ページの修正を指示するなど、速やかに対応します。	継続	通期	企画政策課	職員の作成したページに不適切な情報がないか、随時ホームページを閲覧、確認しています。	記事作成の際には課内決裁にて確認されているため、公開前に対応ができています。また、随時担当者が閲覧しているため、早期の対処が可能な状態です。	継続	新ホームページに移行し、より職員が情報発信しやすい環境となるため、一層の確認が必要です。また、発見次第、作成担当者に連絡し、ページの修正をさせるなど速やかに対応します。
		・広報などによる各種相談窓口の周知と法務局などの専門相談機関への速やかな取り次ぎに努めます。	継続	通期	生活安全課	広報や市HPに各種相談窓口を掲載し、毎月定期的に市民相談を開催しています。	相談内容が多様化しており、担当窓口への取り次ぎがスムーズに行い、相談者への負担を軽減することが重要です。	継続	広報や市HP等相談窓口の周知に努め、相談者の問題解決に努めます。
	情報リテラシー教育の推進	・情報教育主任が中心となり、教職員の情報リテラシーや情報モラルへの認識を高める交流・研修を行います。 ・情報リテラシーに関する研修会を各小中学校で行います。	継続	通期	学校教育課	教職員に対して個人情報保護に関する研修会等を開催しました。	様々な機関と相談連携しながら、研修に取り組んでいます。	継続	情報リテラシーに関する研修会を各校で行います。

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表

分野（7）その他

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
情報に関する人権侵害	情報リテラシーの啓発・推進	・情報の取り扱いなどに関する職員研修を毎年行います。セキュリティ関連のトラブル事案などを周知することで、職員の危機意識を高めます。	継続	通期	企画政策課	毎年、職員向けのセキュリティ研修を行い、職員の意識の定着を目指しています。また、学校現場に携わる教員等にも参加してもらっています。	毎年多くの職員に参加してもらっていることで不要なUSBメモリの使用や、無関係なインターネットの閲覧が減りました。教員の参加者数を上げることが課題です。	継続	引き続き、職員研修を毎年行います。同時にセキュリティに関するトラブル事案等を周知していき、危機意識を高めてもらいます。
	個人情報保護に向けた取り組み	・個人情報保護制度について、市職員及び教員を対象とした専門講師による講習を継続的に実施し、個人情報保護制度の適正な解釈、運用などに努めます。	継続	通期	総務課	市が保有する個人情報を適切に管理運用するため、市職員・教職員に対しては毎年、民生委員・指定管理者に対しては随時、弁護士による研修会を実施しました。	個人情報保護制度に対する意識啓発として、また法や制度の改正に対応するために、継続的に研修会を実施する必要があります。	継続	専門講師による研修を継続的に実施することで、個人情報保護制度の適正な解釈、運用に努めます。

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表  
分野（7）その他

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
犯罪に関する人権課題	犯罪被害者などの人権の配慮	・相談を受けた場合は、専門相談機関などと連携し、速やかに対応を行います。	継続	通期	生活安全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民からの相談内容に応じ、警察等と連携し速やかに対応しました。</li> <li>・県が行う担当者会議などに参加し、適切な対応等に係る情報収集に努めました。</li> <li>・法務省や県からの啓発依頼により啓発記事を掲載しました。</li> <li>・犯罪被害者等支援のため、「犯罪被害者等支援条例」をH31.4.1に施行し、広報にて周知しました。</li> <li>・R1年11月に、犯罪被害者支援のための職員研修を実施（1回28人）し、犯罪被害者週間についても周知しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談や問合せがあった場合、警察や公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センターと連携し、適切な対応ができるよう、引き続き、関連研修等に参加することが重要です。</li> <li>・犯罪被害者の置かれている状況等について、理解を深めるための啓発活動が求められています。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談を受けた場合は、専門相談機関や市役所各課と連携し、速やかに対応します。</li> <li>・広報等による啓発を行います。</li> </ul>
		・広報などを活用し、「犯罪被害者週間」（11/25-12/1）の周知に努めます。							

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表  
分野（7）その他

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
犯罪に関する人権課題	犯罪被害者などに対する生活支援	・犯罪被害者に対する必要な生活支援に努めます。	継続	通期	社会福祉課	・県の「犯罪被害者遺児激励金支給事業」の広報を行い、必要な生活支援に努めています。 ・H26年度からH30年度まで「ぎふ犯罪被害者支援センター」の賛助会員として活動を支援しています。（R元年度～担当：生活安全課）	「犯罪被害者支援センター」や「犯罪被害者遺児激励金支給事業」等の周知をしていくことが必要です。	継続	（令和元年度、生活安全課に引継ぎました。）
		・犯罪被害者に対する必要な生活支援に努めます。	継続	通期	生活安全課	・県の「犯罪被害者遺児激励金支給事業」の広報を行い、必要な生活支援に努めています。 ・「犯罪被害者等支援条例」をH31.4.1に施行し、遺族見舞金や、重症病児舞金の支給ができるようにしました。	・「犯罪被害者等支援条例」や、「犯罪被害者遺児激励金支給事業」等の周知をしていくことが必要です。 ・県内で統一された犯罪被害者等支援のための施策調整が検討されています。	継続	・相談を受けた場合は、専門相談機関や市役所各課と連携し、速やかに対応し、必要な生活支援に努めます。 ・広報等による啓発を行います。
		・関係機関（公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センターなど）と連携し、被害者支援に関する情報収集に努めます。	継続	通期	生活安全課	・県が行う担当者会議などに参加し、情報収集に努めました。 ・犯罪被害者の支援団体「公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター」の活動を賛助会員として支援しています。（担当／H26年度～H30年度：社会福祉課、令和元年度～：生活安全課）	関係団体と連携し、新しい情報等を収集することが重要です。	継続	関係機関と連携し、被害者支援に関する情報収集に努めます

◇瑞浪市人権施策推進行動計画（後期）評価表  
分野（7）その他

行動計画（後期）の内容 ※詳細は計画参照のこと						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：H28～R1	分析・課題	評価	第2次指針における事業の内容 期間：R3～R7
犯罪に関する人権課題	北朝鮮による拉致被害者・人身取引被害者の実情把握	・国、県などからの情報収集に努め、広報、市ホームページなどでの啓発を行います。	継続	通期	生活安全課	ポスターの掲示、広報への掲載などを行いました。	市で独自の発信は困難なことから、国・県などの啓発依頼等に協力します。	継続	ポスターの掲示、広報への掲載などを行う。
	刑を終えて出所した人への人権の配慮	・保護司会や更生保護女性の会など、刑を終えて出所した人の社会復帰を支援する団体の活動を支援します。	継続	通期	生活安全課	・瑞浪市犯罪防止等推進事業 交付金による保護司活動支援をしています。(毎年) ・瑞浪更生保護女性の会の活動支援を行っています。(毎年) ・H29年度に更生保護サポートセンターの設立支援をしました。	関係団体との連携と活動支援が重要です。	継続	交付金による保護司活動への支援及び瑞浪更生保護女性の会の活動支援を行います。
	刑を終えて出所した人に対する生活支援	・生活保護法に沿った支援に努めます。	継続	通期	社会福祉課	・生活保護法に沿った支援に努めています。 ・地域生活定着支援センターと連携し、出所前から出所後にかけて支援をしています。	住居確保ができない場合の行き先の確保に苦慮しています。	継続	各機関と連携し生活保護法に沿った支援に努めます。